



職員の給与等に関する報告及び勧告

令和7年10月

千葉県人事委員会

人委給第132号

令和7年10月15日

千葉県議会議長 武田 正光 様

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県人事委員会

委員長 高梨 國雄

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告します。

また、同法第8条の規定に基づき、公務運営について別紙第3のとおり報告します。

(目 次)

別紙第1 職員の給与に関する報告

1	給与勧告の基本的考え方	3
2	職員の給与	4
3	民間給与の調査	4
4	公民給与の比較方法の見直し	4
5	職員の給与と民間給与との比較	5
	(1) 民間給与との較差	
	(2) 通勤手当	
	(3) 特別給	
6	職員の給与と国家公務員給与との比較	6
7	物価及び生計費	6
	(1) 物価指数	
	(2) 標準生計費	
8	人事院の報告及び勧告の概要	6
	(1) 月例給	
	(2) 特別給	
	(3) 通勤手当	
	(4) 宿日直手当	
	(5) 職員の月例給与水準を適切に確保するための措置	
	(6) 職務・職責を重視した新たな給与体系の構築等	
9	本年の給与改定	9
	(1) 改定についての考え方	
	(2) 改定すべき事項	
	(3) 地域手当	
10	職員の月例給与水準を適切に確保するための措置	13
11	教員の処遇改善について	14
	(1) 教職調整額の見直し	
	(2) 義務教育等教員特別手当の見直し	
	(3) 今後の教員給与の在り方	
	(4) 共通の給料表の導入に伴う経過措置額の廃止	
12	職務・職責を重視した新たな給与体系の構築等	15
13	給与改定実施の要請	16

別紙第2	勧告	19
------	----	----

別紙第3 公務運営に関する報告

1	多様で有為な人材の確保のための採用制度改革	59
	(1) 広報活動の充実・強化	
	(2) 民間人材の採用や企業研修による民間の知見の活用	
	(3) 試験制度改革	
	(4) 多様な人材の確保に向けた取組の充実	
2	職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策	62
	(1) 職員の自律的なキャリア形成・主体的な学びの促進	
	(2) 組織パフォーマンス向上に資する人事管理の推進	
3	勤務環境の整備	65
	(1) 総労働時間の短縮	
	(2) 職員の健康管理	
	(3) 誰もが働きやすい勤務環境の実現	
	(4) ハラスメント防止対策の推進	
4	コンプライアンスの徹底	73
5	高齢層職員の能力及び経験の活用	73

別紙第1

職員の給与に関する報告

本委員会は、職員の給与に関する条例（昭和27年千葉県条例第50号）の適用を受ける職員（単純な労務に雇用される者を除く。以下「職員」という。）の給与決定等に関連のある諸事情を、昨年の報告以降、調査・検討してきたが、その概要は次のとおりである。

1 給与勧告の基本的考え方

職員の給与は、地方公務員法に基づき、生計費や国及び他の地方公共団体の職員並びに民間企業従業員の給与等との均衡を考慮して定めるとともに、社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならないとされている。

本委員会では、毎年、職員の給与を統計的に調査する一方、本県の民間給与の実態について実地調査を行い、両者の較差を算出するとともに、人事院勧告等を総合的に勘案して議会及び知事に調査結果及び所見を報告し、併せて所要の勧告を行っている。

人事委員会勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与を社会一般の情勢に適応した適正なものとする機能を有するものであり、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本として行ってきた。民間準拠を基本とするのは、職員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給することが必要とされる中で、県は民間企業と異なり、市場原理による給与決定が困難であることなどから、その時々を経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間企業従業員の給与に職員給与を合わせていくことが最も合理的であり、職員をはじめ広く県民の理解と納得を得られる方法であると考えられるからである。

2 職員の給与

本年4月現在で調査・集計した本県の「令和7年人事統計に関する報告」によると、在職者は52,224人であり、それぞれの職務の種類に応じて、行政職、公安職、教育職、研究職、医療職、海事職、福祉職、特定任期付職員及び任期付研究員の9種13給料表が適用されている。

このうち、民間給与との比較を行っている行政職給料表の適用者は9,922人であって、その平均年齢は38.5歳であり、男女別構成は男61.2%、女38.8%、学歴別構成は大学卒63.8%、短大卒12.4%、高校卒23.7%、中学卒0.1%である。これらの職員の給与月額平均は、本年4月現在において371,559円となっている。

また、教員、警察官、医師等を含めた職員全体の給与月額平均は407,564円となる。

(報告資料第1表～第3表)

3 民間給与の調査

本委員会は、職員の給与と民間給与との精密な比較を行うため、千葉市人事委員会及び人事院等と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した381の事業所について「令和7年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種について、役職段階、学歴、年齢等及び本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額を詳細に調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況、通勤手当及び賞与等の特別給の支給状況等についても調査を行った。

職種別民間給与実態調査の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、82.3%となっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

4 公民給与の比較方法の見直し

本年、人事院は、行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争を前

提に、公務の職務・職責を重視するとともに、人材獲得上の競合関係にある企業規模を意識し、より規模の大きな企業と比較する必要があるとして、比較対象とする企業規模を「50人以上」から「100人以上」とした。

本県においても、行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争といった状況は同様であり、公務の職務・職責を重視する観点から、比較対象とする企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引き上げることとした。

なお、職員給与と民間給与との比較における役職の対応関係は、別表のとおりである。

5 職員の給与と民間給与との比較

(1) 民間給与との較差

前記の人事統計に関する報告及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、本県の職員においては行政職、民間においては公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種について、役職段階、学歴、年齢が同等であると認められる者同士の4月分の給与額をそれぞれ対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）したところ、民間給与が職員の給与を1人当たり平均11,899円（3.16%）上回っていることが明らかとなった。なお、比較対象とする企業規模を「50人以上」から引き上げずに比較した場合、民間給与が職員の給与を1人当たり平均10,548円（2.80%）上回っている。

（報告資料第25表）

(2) 通勤手当

民間における自動車使用者に対する通勤手当の支給状況について見ると、その支給額は、片道の通勤距離が10kmの区分を除いた全ての区分で、職員の普通自動車等使用者に係る通勤手当の現行支給額を上回っている。

（報告資料第16表）

(3) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額4.65月分に相当しており、職員の期末手当及

び勤勉手当の年間の支給月数（4.60月）を上回っている。

（報告資料第17表）

6 職員の給与と国家公務員給与との比較

「令和6年地方公務員給与実態調査」（総務省）によると、昨年4月1日現在の国における行政職俸給表(一)適用職員の俸給と本県の行政職給料表適用職員の給料の月額を、学歴別、経験年数別によるラスパイレス方式により国家公務員を100として比較した本県のラスパイレス指数は、99.6となっており、前年と同水準となっている。

7 物価及び生計費

(1) 物価指数

総務省による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ全国で3.6%上昇しており、千葉市においても2.9%上昇している。

(2) 標準生計費

本委員会が、総務省の家計調査を基礎として算定した千葉市における標準生計費は、本年4月において2人世帯で185,830円、3人世帯で218,440円、4人世帯で251,010円となっている。

（報告資料第26表）

8 人事院の報告及び勧告の概要

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与について報告及び勧告を行った。

(1) 月例給

月例給については、国家公務員給与が民間給与を平均15,014円（3.62%）下回っている（比較対象とする企業規模を「50人以上」から「100人以上」とする引上げのみを行った場合は、国家公務員給与が民間給与を平均11,891円（2.87%）下回る。）ことから、民間企業における初任給の動向や、公務にお

いて人材確保が喫緊の課題であることを踏まえ、初任給を大幅に引き上げるとともに、若年層に重点を置いて俸給表の引上げ改定を行うこととしている。また、初任給調整手当について、医療職俸給表（一）の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、医師及び歯科医師に対する支給月額を417,600円に引き上げることとし、これらの改定については、本年4月に遡及して実施することとしている。

(2) 特別給

特別給については、国家公務員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数が民間の支給割合を0.05月分下回っていることから、支給月数を0.05月分引き上げ、4.65月分とし、引上げ分は期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、本年12月期の支給月数から引き上げることとしている。また、国と民間企業との間の人材の往来を活性化させるため、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号）の規定に基づき交流採用された職員について、採用前に民間企業に雇用されていた期間を期末手当の在職期間及び勤勉手当の勤務期間に通算することとし、令和8年4月から実施することとしている。

(3) 通勤手当

通勤手当については、自動車等使用者に対する通勤手当について、民間の長距離通勤者に対する支給額が公務の手当額を上回っている状況を踏まえ、距離区分の上限を「60km以上」から「100km以上」に改め、「60km以上」の部分について5km刻みで新たな距離区分を設けることとし、令和8年4月から実施することとしている。また、現行の「10km以上15km未満」から「60km以上」までの距離区分についても、民間の支給状況等を踏まえ、各距離区分の手当額を200円から7,100円までの幅で引き上げることとし、本年4月に遡及して実施することとしている。

また、公務では、自動車等使用者が、通勤の際に自らの負担により外部の駐車場を利用している状況が見られる一方、民間では、従業員の自己負担が生じないように駐車場を確保している事業所が、約7割となっており、さらに、従

業員が自ら利用料を支払って外部の駐車場を利用している19.4%の事業所においても、従業員の自己負担を軽減するため、その利用料に対して29.9%の事業所が通勤手当を支給しており、その支給額の中央値は5,000円となっている状況にあることを踏まえ、1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を令和8年4月から新設することとしている。

さらに、近年、人材確保の困難性が高まる中で、月の途中から民間人材等が採用される事例も生じてきており、通勤手当の支給方法もこれを受けてより柔軟なものとしていく必要があることから、月の途中で採用された職員等に対し、採用日等から通勤手当を支給できるよう、所要の措置を講じ、令和8年10月から実施することとしている。

(4) 宿日直手当

宿日直手当については、宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、勤務1回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は4,700円、人事院規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は7,700円（執務時間が通常の執務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ7,050円、11,550円）に引き上げることとし、これらの改定については、本年4月に遡及して実施することとしている。

(5) 職員の月例給与水準を適切に確保するための措置

職員の月例給与水準を適切に確保するための措置として、人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いていることを踏まえ、採用市場での競争力を確保していくため、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を令和8年4月から措置することとしている。

(6) 職務・職責を重視した新たな給与体系の構築等

職務・職責を重視した新たな給与体系の構築等として、職務・職責を重視した給与を実現し、公務にとって必要不可欠な転勤をする職員に対する給与上の課題に速やかに対処する観点から、以下のとおり措置することとし、一部は本年4月に遡及して実施することとしている。

- ・職務給の原則の下、職務・職責に見合った給与処遇が確保できるよう、在級期間に係る制度の廃止と、これに関連する初任給制度等の諸制度についての見直し
- ・勤務地を異にする異動の円滑化を図る観点から、特地勤務手当と地域手当との調整等を廃止
- ・採用時から特地官署等に勤務する職員が生じていることを踏まえ、特地官署等への採用に伴い転居を行った職員に対しても特地勤務手当に準ずる手当を支給

9 本年の給与改定

以上報告した民間給与、物価、生計費及び国家公務員の給与勧告等諸般の状況を総合的に勘案した結果、職員の本年の給与改定に係る本委員会の見解は、次のとおりである。

(1) 改定についての考え方

人事委員会勧告は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則を踏まえ、職員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本として行っている。

本年の職種別民間給与実態調査の結果を見ると、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は67.9%（昨年58.0%）と増加しており、ベースダウンを実施した事業所はなかった（昨年と同様）。また、定期的に行われる昇給を実施した事業所の割合は、約9割（昨年と同様）となっている。

このような状況において、前記のとおり、本年4月時点における較差を算出したところ、民間給与が職員の給与を11,899円（3.16%）上回っていた。

これらのことを踏まえ、本年の給与改定をどのように取り扱うかを検討した結果、本年の民間給与との較差の大きさ等を考慮し、これに見合うよう月例給の引上げ改定を行うことが適当と判断した。また、特別給については、民間の特別給の支給割合は4.65月となっており、これに見合うよう引き上げる必要が

あると判断した。

以上の状況及び本年の人事院勧告の内容を総合的に勘案すると、本委員会としては、(2)に示すとおり給与を改定することが適当であると考える。

(2) 改定すべき事項

ア 月例給

(ア) 給料表

行政職給料表については、人事院勧告の内容に準じて、初任給をはじめ若年層に重点を置いて給料月額を改定を行う。（平均改定率 3.4%）

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して改定を行う。

(イ) 初任給調整手当

医師等に対する初任給調整手当については、国に準じて改定を行う。

なお、行政職給料表適用者の改定額（率）は、次のとおりとなる。

改定の内訳

項 目	改定額(率)
給料の月額	10,873円 (2.89%)
はね返り分等	1,015円 (0.27%)
計	11,888円 (3.16%)

(注) 「はね返り分等」は、給料の月額を算定基礎としている地域手当及び農林漁業普及指導手当における給料の月額の改定に伴う増減（はね返り）分及び初任給調整手当の改定に伴う増減分

イ 通勤手当

(ア) 普通自動車等使用者及び原動機付自転車等使用者に対する通勤手当

普通自動車等使用者に対する通勤手当については、片道距離5km及び20kmから100kmまでの各距離区分において、民間の支給額を下回っていることから、民間の支給状況等を踏まえ、普通自動車等使用者及び原動機付自転車等使用者に対する手当額を引き上げる必要がある。

(イ) 交通用具使用者に対する通勤手当

本年の人事院勧告において、新たな人事制度の方向性として、諸手当については、業務の効率化の視点も踏まえ、簡素で分かりやすいものとなるよう抜本的な見直しを検討していくことが報告されている。

この国の方向性を踏まえ、制度の簡素化及び業務の効率化の観点から、普通自動車等、原動機付自転車等、自転車といった交通用具ごとに設定されている職員の区分を廃止し、交通用具使用者の通勤手当額について、普通自動車等使用者に係る通勤手当の月額表に統合する必要がある。

(ウ) 駐車場等の利用に対する通勤手当

本県の「令和7年職種別民間給与実態調査」の結果を見ると、民間では、従業員の自己負担が生じないように駐車場を確保している事業所が約8割となっており、さらに、従業員が自ら利用料を支払って外部の駐車場を利用している27.9%の事業所においても、従業員の自己負担を軽減するため、その利用料に対して42.9%の事業所が通勤手当を支給しており、その支給額は、5,000円台が最多となっている。

このような状況を踏まえ、本県においても、人事院勧告の内容に準じて、駐車場等の利用に対する通勤手当を新設する必要がある。

(エ) 月の途中で採用された職員等の通勤手当

人事院は、月の途中で採用された職員等に対し、採用日等から通勤手当を支給できるよう、通勤手当の支給等に係る規定に所要の措置を講じることとしている。

職員の経済的負担を軽減することは、人材確保に資するものであることから、本県においても、国に準じて措置する必要がある。

ウ 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、年間の支給月数を0.05月分引き上げ、4.65月分とする。支給月数の引上げ分については、人事院勧告の内容に準じ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和8年度以降においては、期末手当及び勤勉手当

のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等になるよう定めることとする。

また、定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとする。

なお、人事院が、国と民間企業との間の人事交流に関する法律の規定に基づき交流採用された職員について、採用前に民間企業に雇用されていた期間を期末手当の在職期間及び勤勉手当の勤務期間に通算することを報告したことを踏まえ、本県においても必要な措置を検討する必要がある。

エ 宿日直手当

宿日直手当については、人事院勧告の内容に準じて改定する必要がある。

オ 改定の実施時期

ア、イの(ア)及びエの改定は、令和7年4月1日から、イの(イ)及び(ウ)の改定は、令和8年4月1日から実施することとし、ウの改定は、本年12月期の期末手当及び勤勉手当から実施することが適当である。

(3) 地域手当

地域手当は、地域における公務員給与水準の見直しを図るため、主として民間賃金の地域間格差が適切に反映されるよう、主に民間賃金の高い地域に勤務する公務員に対して支給されるものである。

昨年の人事院勧告では、国家公務員の地域手当について、地域の民間賃金に関する最新データを反映させるとともに、隣接する市町村との関係で不均衡が生じている等の意見を踏まえ、民間賃金の高い中核的な市は個別指定とした上で、支給地域を市町村単位から都道府県単位へ広域化し、級地区分を7段階から5段階へ削減する見直しが行われた。

この見直しは、本年4月から段階的に実施されており、制度完成時において、県内では千葉市外3市が12%、市川市外7市が8%、その他市町村が4%となる。

本県の地域手当については、昨年の本委員会の報告において、「地方公務員

の地域手当に係る国の考え方、国家公務員や他の都道府県の地域手当の状況等を考慮しつつ、今後の民間給与の動向、人材確保や人事管理面への影響などを踏まえて、引き続き慎重に検討していく必要がある。」としたところである。

地方公務員の地域手当については、令和6年11月29日付け総務副大臣通知「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」（以下「総務副大臣通知」という。）において、国における地域手当の指定基準及び令和7年度の級地別支給割合に基づき、支給地域及び級地区分・支給割合を定めることが基本とされている。

本県における支給地域については、本県の職員が県内全ての市町村に勤務していることから、勤務地域によって給与に格差を設けることによる人材確保への懸念や円滑な人事異動などの人事管理面への影響を考慮し、県内一律の支給割合としている経緯を踏まえ、これを引き続き維持することとする。

また、支給割合について、総務副大臣通知において、基本となる支給割合とは異なる支給割合を定める場合にあっては、地域の民間給与の適切な反映という地域手当の趣旨が没却されないような支給割合とすることとされている。

本県においては、本年の給与改定後においても現行の支給割合で職員の給与と民間給与が均衡することから、地域の民間給与の適切な反映という手当の趣旨や他の地方公共団体においても民間給与との均衡を踏まえた支給割合としている状況、人材確保への影響を考慮し、引き続き、現行の県内の支給割合である9.2%を維持することとし、東京都特別区及び医師等についても現行の支給割合を維持することとする。

なお、人事院において、地域手当の10年ごとの見直し期間をより短期間とすること及び最大20%という支給割合の差の在り方を検討することとしていることなどから、引き続き国の動向を注視する必要がある。

10 職員の月例給与水準を適切に確保するための措置

人事院は、職員の月例給与水準を適切に確保するため、新たに採用された職員等に対し、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差

額を補填するための手当を新設することとした。

一般職の地方公務員には最低賃金法（昭和34年法律第137号）が適用されないが、人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いていることを踏まえ、採用市場での競争力を確保していくため、本県においても国の動向を注視する必要がある。

11 教員の処遇改善について

令和6年8月に公表された中央教育審議会の「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」において、教職調整額の率の引上げをはじめとした教師の処遇改善のための施策が示された。

本県においても、教職の魅力を向上し、教師に優れた人材を確保するため、教職の重要性と職務や勤務の状況に応じた処遇改善を図る必要がある。

こうした考え方の下、具体的な措置内容を制度別に整理すると、以下のとおりである。これらの改正のうち、(1)及び(2)については令和8年1月1日から実施することが適当である。

(1) 教職調整額の見直し

答申の中で、教師の処遇改善として、教職調整額の率を現在の4%から10%以上とすることが示され、令和7年6月には公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和7年法律第68号）が成立し、教職調整額の率を現在の4%から10%に段階的に引き上げることが定められた。

本県においても、教師の処遇改善を図るため、改正後の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）の内容に準じて改定することが適当である。

なお、教職調整額が措置されない教育職給料表（二）4級である職員の給料月額への加算額が措置されているが、教職調整額が段階的に引き上げられることに伴い、教育職給料表（二）5級である職員も新たに措置対象とし、これら

の加算額を段階的に引き上げることが必要である。

(2) 義務教育等教員特別手当の見直し

答申の中で、学級担任の職務の重要性や負荷を踏まえ、現在、一律支給されている義務教育等教員特別手当について、職務の負担に応じた支給方法に見直し、学級担任について手当額を加算する必要があるとされている。

本県においても、職務や勤務の状況に応じた処遇を実現するため、校務類型に応じて、学級担任等に対する手当額を加算するとともに、職務の級及び号給に応じて支給されている義務教育等教員特別手当については手当額を引き下げる見直しを行い、併せて、特殊勤務手当のうち複式学級の担任に支給されている多学年学級担当手当については、学級担任等への義務教育等教員特別手当額の加算が措置されることから、廃止する必要がある。

(3) 今後の教員給与の在り方

教員給与に関しては、答申を受けた学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部改正により、令和8年4月以降、主務教諭の職を置くことができることとなったことに加え、国において更なる検討が進められている。こうした国の動向や他の都道府県の状況等にも留意しつつ、職務・職責に応じた適切な処遇について引き続き検討する必要がある。

(4) 共通の給料表の導入に伴う経過措置額の廃止

平成24年度から、高等学校等の教員と小・中学校の教員について、共通給料表の導入及び給料表の切替えに伴う経過措置が実施されているが、経過措置が適用される職員が既に存在しないことから、当分の間としていた当該措置の適用期間を、令和7年12月31日までの間とすることが適当である。

12 職務・職責を重視した新たな給与体系の構築等

人事院は、人材獲得競争が激しくなる中、優秀な人材の確保・定着のための新たな人事制度が必要であるとし、より職務・職責に見合った給与が支給される体系とするとともに、諸手当については業務の効率化の視点も踏まえ、簡素で分かりやすいものとなるよう抜本的な見直しを検討していくこととしている。

具体的には、令和８年夏に措置の骨格を、令和９年夏に具体的な措置内容を報告できるよう、勤務時間や任用など他の制度と一体で見直しを進めることから、本県においても、国の動向を注視するとともに、給与制度の見直しについて検討する必要がある。

人事院は、本年においても、令和７年３月24日に提出された人事行政諮問会議の最終提言も踏まえつつ、職務・職責を重視した給与を実現し、公務にとって必要不可欠な転勤をする職員に対する給与上の課題に速やかに対処する観点から、先行して一部の見直しを行うこととしている。

この一環として、特勤手当について、勤務地を異にする異勤の円滑化を図る観点から、地域手当との調整等を廃止するとともに、採用時から特勤官署等に勤務する職員が生じていることを踏まえ、特勤官署等への採用に伴い転居を行った職員に対しても特勤手当に準ずる手当を支給することとした。

本県においては、特勤手当及び特勤手当に準ずる手当を支給することとなる公署は現在指定されていないが、異勤の円滑化や人材確保に資するため、人事院勧告の内容に準じて改定することが適当である。

なお、人事院は、60歳前後の給与水準（給与カーブ）について、定年の段階的な引上げ期間の公務における人事管理の在り方の変化や、民間企業における高齢期雇用や高齢層従業員の給与水準の状況を注視しつつ、定年の段階的引上げが完成する令和13年３月までに必要な措置を講じられるよう引き続き検討を行っていくこととしており、国の動向を注視する必要がある。

13 給与改定実施の要請

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員の適正な処遇の確保を目的とするものであり、長年の経緯を経て、県民の理解と支持を得ながら職員給与の決定方法として定着し、行政運営の安定に寄与してきたものである。

議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に深い理解を示され、別紙第２の勧告を速やかに実施されるよう要請する。

別表 職員給与と民間給与との比較における役職の対応関係

本県職員(行政職)		民間従業員の役職	
職務の級	標準的な職務	企業規模500人以上 の事業所	企業規模100人以上 500人未満の事業所
10級	部 長	支店長・工場長	
9 級	担当部長	部 長・部次長	
8 級	次 長	課 長	支店長・工場長
7 級	課 長		部 長・部次長
6 級	副課長・主 幹	課長代理	課 長
5 級	班 長・副主幹		
4 級	係 長・主 査	係 長	課長代理
3 級	副主査		係 長
2 級	主 事・技 師	主 任	主 任
1 級	主 事・技 師	係 員	係 員

別紙第 2

勸 告

次の事項を実現するため所要の措置を講ずることを勧告する。

1 本年の給与改定関係

(1) 給料表について

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 通勤手当について

ア 令和 7 年 4 月 1 日以降の措置内容

普通自動車等又は原動機付自転車等を使用する職員に対する通勤手当の月額を別記第 2 のとおり改定すること。

イ 令和 8 年 4 月 1 日以降の措置内容

(ア) 交通用具の種別に基づく職員の区分を廃止し、交通用具使用者に対する通勤手当の額を、67,200円を超えない範囲内で交通用具の使用距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額とすること。

(イ) 交通用具使用者又は交通機関等と交通用具の併用者のうち、自動車の駐車のための施設等で人事委員会規則で定めるものを利用し、その料金を負担することを常例とする職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対し、5,000円を超えない範囲内で 1 か月当たりの料金に相当する額として人事委員会規則で定める額を支給すること。

(ロ) 1 か月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の額、新幹線鉄道等に係る通勤手当の額及び駐車に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とすること。

(3) 特地勤務手当に準ずる手当について

新たに給料表の適用を受ける職員となり特地公署又は準特地公署に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員に対し、特地勤務手当に準ずる手

当を支給すること。

(4) 期末手当及び勤勉手当について

ア 令和7年度の支給割合

(ア) (イ)、(ウ)及び(エ)以外の職員（会計年度任用職員を除く。）

12月に支給される期末手当の支給割合を1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.725月分）とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.525月分）とすること。

(イ) 特別管理職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.625月分）とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.625月分）とすること。

(ウ) 任期付研究員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.775月分とすること。

(エ) 特定任期付職員

12月に支給される期末手当の支給割合を0.975月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.9月分とすること。

イ 令和8年度以降の支給割合

(ア) (イ)、(ウ)及び(エ)以外の職員（会計年度任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.7125月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.5125月分）とすること。

(イ) 特別管理職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.6125月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分（定年前再任

用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6125月分）とすること。

(ウ) 任期付研究員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.75月分とすること。

(エ) 特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.9625月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8875月分とすること。

(5) 宿日直手当について

支給額の限度を、勤務1回につき、通常の宿日直勤務は4,700円、人事委員会が定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は7,700円（人事委員会が定める日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ7,050円、11,550円）とすること。

2 教員の処遇改善関係

(1) 給料表について

1の(1)による改定後の教育職給料表(二)の備考2に規定する職務の級が4級である職員に対する給料月額に加算額を11,500円とし、新たに職務の級が5級である職員について加算額を設け、その額を4,000円とすること。

(2) 教職調整額について

支給率を10%とすること。

(3) 義務教育等教員特別手当について

支給月額の限度を8,600円とし、職務の級及び号給の別に応じ、人事委員会規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮した支給月額とすること。

(4) 共通の給料表の導入に伴う経過措置額について

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年千葉県条例第3号）附則第7項及び第8項の規定による給料については、適用期間を、令和7年12月31日までの間とすること。

3 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。ただし、1の(4)のアについては令和7年12月1日から、2の(1)から(3)までについては令和8年1月1日から、1の(2)のイ及び1の(4)のイについては令和8年4月1日から、2の(4)については速やかに実施すること。

(2) 経過措置等

ア 教職調整額の支給率の特例措置

令和8年1月1日から令和12年12月31日までの間における教職調整額の支給率については、次の表の左欄に掲げる期間においては、右欄に掲げる支給率とすること。

令和8年1月1日から令和8年12月31日	5%
令和9年1月1日から令和9年12月31日	6%
令和10年1月1日から令和10年12月31日	7%
令和11年1月1日から令和11年12月31日	8%
令和12年1月1日から令和12年12月31日	9%

イ その他所要の措置

アに掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

別記第1

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900	525,300	567,100
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200	532,000	574,100
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100	537,100	580,000
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700	541,300	584,800
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700	544,700	588,800
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100	547,900	591,700
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000	550,800	594,100
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500	553,300	596,000
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500	555,300	
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600			
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100			
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600			
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100			
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400			
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700			
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900			
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100			
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400			
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700			
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900			
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100			
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900			
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700			
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500			
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100			
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700			
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300			
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900			
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600			
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400			
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800			
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500			
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000			
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400			
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800			
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200			
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600			
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900			
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200			
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500			
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800			
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100			

43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400			
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700			
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000			
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100				
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400				
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700				
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900				
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200				
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400				
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700				
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900				
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200				
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500				
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800				
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000				
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300				
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600				
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800				
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000				
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300				
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600				
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800				
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000				
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300				
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600				
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800				
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000				
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300				
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600				
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800				
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000				
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300					
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600					
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800					
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000					
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300					
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600					
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800					
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000					
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300					
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600					
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800					
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000					
86	266,200	305,800	355,700	397,000						
87	266,500	306,100	356,100	397,400						
88	266,800	306,400	356,500	397,800						
89	267,100	306,700	356,700	398,100						
90	267,400	307,000	357,100							

	91	267,700	307,300	357,500							
	92	268,000	307,600	357,900							
	93	268,300	307,800	358,100							
	94		308,000	358,400							
	95		308,300	358,800							
	96		308,700	359,100							
	97		308,900	359,400							
	98		309,200	359,800							
	99		309,500	360,200							
	100		309,900	360,600							
	101		310,100	361,100							
	102		310,400	361,500							
	103		310,700	361,900							
	104		311,000	362,300							
	105		311,200	362,800							
	106		311,500	363,200							
	107		311,800	363,500							
	108		312,100	363,800							
	109		312,300	364,200							
	110		312,600								
	111		313,000								
	112		313,300								
	113		313,500								
	114		313,700								
	115		314,000								
	116		314,400								
	117		314,600								
	118		314,800								
	119		315,100								
	120		315,400								
	121		315,700								
	122		315,900								
	123		316,200								
	124		316,500								
	125		316,800								
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	462,400	544,100
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		206,700	242,000	272,600	303,100	317,700	341,800	383,400	424,800	472,500	567,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、附則第四項に規定する職員を除く。

公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	225,600	246,600	269,600	308,200	344,100	365,700	396,700	433,100	479,800
	2	228,000	248,800	271,500	309,200	345,600	367,400	398,400	434,700	485,800
	3	230,400	251,000	273,600	310,100	347,000	369,100	400,000	436,200	490,700
	4	232,800	253,200	275,700	311,000	348,500	370,700	401,700	437,700	494,900
	5	235,100	255,400	277,700	311,600	350,000	372,300	403,200	439,200	498,900
	6	237,500	257,400	279,000	312,300	351,400	374,000	404,800	440,800	502,300
	7	239,900	259,400	280,300	312,900	352,700	375,600	406,400	442,200	505,200
	8	242,100	261,200	281,600	313,600	354,000	377,100	408,000	443,600	507,700
	9	244,300	263,000	282,900	314,200	355,300	378,600	409,500	444,700	509,900
	10	246,400	264,700	284,200	314,900	356,900	380,200	411,100	446,100	
	11	248,500	266,400	285,400	315,600	358,500	381,800	412,700	447,600	
	12	250,500	267,800	286,600	316,200	360,100	383,400	414,300	449,100	
	13	252,400	269,200	287,800	316,900	361,500	385,000	415,800	450,400	
	14	254,400	271,000	288,800	317,600	363,100	386,600	417,800	452,100	
	15	256,400	272,300	289,800	318,200	364,600	388,200	419,800	453,700	
	16	258,000	273,700	291,200	319,000	366,100	389,800	421,800	455,300	
	17	259,600	275,100	292,300	319,700	367,600	391,400	423,300	456,700	
	18	261,100	276,300	293,400	320,500	369,200	393,000	425,000	458,400	
	19	262,600	277,500	294,500	321,500	370,700	394,600	426,600	460,100	
	20	264,100	278,600	295,600	322,300	372,200	396,200	428,300	461,700	
	21	265,600	279,900	296,800	323,200	373,700	397,700	429,900	463,100	
	22	267,100	281,000	297,400	324,400	375,300	399,300	431,400	463,800	
	23	268,600	282,200	297,900	325,700	376,900	401,000	432,900	464,500	
	24	270,100	283,300	298,500	327,000	378,500	402,700	434,300	465,200	
	25	271,600	284,600	298,900	328,200	379,900	404,400	435,500	465,600	
	26	272,800	285,900	299,500	329,700	381,600	406,400	437,000	466,100	
	27	274,000	287,100	300,000	331,000	383,300	408,200	438,500	466,700	
	28	275,200	288,300	300,500	332,000	384,900	410,100	439,900	467,300	
	29	276,400	289,200	300,900	332,900	386,500	411,800	441,400	467,900	
	30	277,500	290,200	301,500	334,100	388,100	413,200	442,700	468,600	
	31	278,600	291,300	302,000	335,200	389,700	414,400	443,900	469,100	
	32	279,700	292,300	302,500	336,300	391,300	415,700	445,100	469,600	
	33	281,000	293,500	303,000	337,400	393,000	416,700	446,100	470,100	
	34	282,300	294,100	303,600	338,600	395,000	417,800	446,800	470,400	
	35	283,500	294,700	304,000	339,800	397,000	418,800	447,500	470,700	
	36	284,800	295,300	304,400	340,800	399,000	419,800	448,200	471,100	
	37	285,700	295,700	304,900	341,900	400,700	420,900	448,700	471,400	
	38	286,700	296,300	305,500	343,100	402,400	422,000	449,100	471,600	
	39	287,800	296,900	306,100	344,300	403,900	423,100	449,500	471,900	
	40	288,900	297,400	306,600	345,500	405,400	424,200	449,800	472,100	
	41	290,100	297,800	307,200	346,600	406,600	425,400	450,100	472,400	
	42	290,700	298,400	307,900	347,700	407,600	426,200	450,400	472,600	

43	291,300	299,000	308,600	348,900	408,600	427,000	450,700	472,800
44	291,800	299,500	309,200	350,100	409,600	427,600	451,000	473,000
45	292,200	299,900	309,800	351,200	410,600	428,100	451,200	473,400
46	292,700	300,400	310,600	352,500	411,700	428,800	451,500	
47	293,200	300,900	311,400	353,700	412,800	429,500	451,800	
48	293,700	301,400	312,100	354,900	413,900	430,100	452,000	
49	294,100	301,900	312,900	356,100	415,200	430,800	452,300	
50	294,600	302,400	313,900	357,400	416,000	431,200	452,600	
51	295,100	303,000	314,900	358,700	416,800	431,800	452,900	
52	295,600	303,500	315,900	360,000	417,400	432,400	453,200	
53	296,100	304,100	316,900	360,900	417,900	432,800	453,400	
54	296,700	304,700	318,000	362,200	418,600	433,200	453,700	
55	297,100	305,400	319,000	363,400	419,200	433,700	453,900	
56	297,500	306,000	320,000	364,600	419,900	434,200	454,200	
57	298,000	306,600	321,000	365,700	420,200	434,700	454,400	
58	298,500	307,400	322,100	367,000	420,900	435,200	454,700	
59	299,000	308,200	323,200	368,400	421,600	435,600	455,000	
60	299,400	308,900	324,300	369,800	422,100	436,000	455,200	
61	299,900	309,700	325,100	371,100	422,500	436,400	455,400	
62	300,300	310,500	326,200	372,600	422,900	436,700	455,700	
63	300,800	311,300	327,300	374,100	423,400	437,000	456,000	
64	301,200	312,200	328,400	375,500	423,900	437,300	456,300	
65	301,700	313,000	329,300	376,700	424,400	437,500	456,500	
66	302,200	313,800	330,400	378,100	424,800	437,800	456,800	
67	302,600	314,600	331,500	379,400	425,300	438,100	457,100	
68	303,000	315,400	332,600	380,800	425,800	438,300	457,400	
69	303,500	316,300	333,600	381,900	426,300	438,500	457,600	
70	303,900	317,100	334,700	383,100	426,800	438,800	457,900	
71	304,300	318,000	335,900	384,300	427,400	439,100	458,200	
72	304,800	318,900	337,100	385,500	427,900	439,300	458,500	
73	305,300	319,500	337,800	386,800	428,300	439,500	458,700	
74	305,800	320,400	339,100	388,000	428,900	439,800		
75	306,400	321,300	340,400	389,200	429,300	440,100		
76	306,800	322,100	341,700	390,300	429,500	440,300		
77	307,300	322,700	342,900	391,400	429,800	440,500		
78	307,800	323,600	344,300	392,600	430,300	440,800		
79	308,400	324,500	345,700	393,700	430,600	441,100		
80	309,000	325,500	347,100	394,900	430,900	441,300		
81	309,500	326,400	348,400	396,000	431,200	441,500		
82	310,000	327,400	350,000	396,600	431,600	441,800		
83	310,700	328,300	351,500	397,100	432,000	442,100		
84	311,300	329,300	353,000	397,600	432,400	442,300		
85	311,900	330,200	354,400	398,200	432,700	442,500		
86	312,500	331,200	355,900	398,800	433,100			
87	313,200	332,200	357,400	399,400	433,500			
88	313,900	333,200	358,800	400,000	433,900			
89	314,600	334,100	360,100	400,300	434,200			
90	315,300	335,400	361,300	400,800				

91	316,000	336,600	362,500	401,300					
92	316,700	337,800	363,800	401,800					
93	317,200	339,000	365,100	402,200					
94	318,100	340,300	366,600	402,600					
95	319,000	341,500	368,100	403,100					
96	319,800	342,700	369,500	403,600					
97	320,500	343,900	370,800	404,000					
98	321,400	345,200	372,000	404,500					
99	322,300	346,400	373,100	405,000					
100	323,200	347,600	374,300	405,400					
101	324,100	349,000	375,400	405,700					
102	325,100	349,900	376,500	406,100					
103	326,100	350,900	377,600	406,500					
104	327,000	352,000	378,700	406,800					
105	327,800	353,100	379,900	407,100					
106	328,400	354,200	380,400	407,600					
107	329,000	355,200	381,000	408,100					
108	329,600	356,200	381,600	408,600					
109	330,100	357,400	382,200	408,900					
110	330,600	358,400	382,700	409,400					
111	331,000	359,400	383,100	409,900					
112	331,500	360,300	383,600	410,400					
113	332,300	361,200	384,000	410,700					
114	332,900	362,100	384,400	411,200					
115	333,600	363,000	384,900	411,700					
116	334,200	364,000	385,400	412,200					
117	334,800	365,000	385,800	412,600					
118	335,500	365,400	386,300	413,100					
119	336,200	366,000	386,900	413,500					
120	336,900	366,600	387,400	414,000					
121	337,500	366,900	387,600	414,400					
122	337,800	367,300	388,100						
123	338,300	367,700	388,600						
124	338,800	368,100	389,000						
125	339,100	368,500	389,500						
126		368,900	390,000						
127		369,300	390,500						
128		369,700	391,000						
129		370,100	391,300						
130		370,500	391,800						
131		370,900	392,300						
132		371,300	392,800						
133		371,500	393,100						
134		372,000	393,600						
135		372,300	394,000						
136		372,600	394,400						
137		372,900	394,700						
138		373,300	395,100						

	139		373,800	395,600						
	140		374,300	396,100						
	141		374,600	396,400						
	142		375,100							
	143		375,600							
	144		376,100							
	145		376,400							
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		255,400	267,500	272,000	304,600	321,900	336,500	360,700	397,000	429,900

備考 この表は、警察官である職員に適用する。

教 育 職 給 料 表 (一)

職 員 の 区 分	職務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	275,700	354,200	408,200	475,300
	2	277,900	355,800	409,800	484,100
	3	280,000	357,400	411,100	492,700
	4	281,900	358,900	412,300	501,100
	5	283,700	360,400	413,500	509,500
	6	285,200	362,000	414,500	517,500
	7	286,700	363,600	415,500	525,000
	8	288,200	365,100	416,400	532,200
	9	290,000	366,500	417,300	539,100
	10	291,900	368,500	418,300	545,000
	11	293,700	370,500	419,400	549,600
	12	295,600	372,400	420,500	553,000
	13	297,600	374,200	421,500	556,400
	14	299,600	375,800	422,600	559,500
	15	301,600	377,400	423,600	562,400
	16	303,600	378,800	424,600	564,900
	17	305,500	380,100	425,600	567,000
	18	308,000	381,600	426,700	
	19	310,700	382,800	427,800	
	20	313,300	384,100	428,900	
	21	315,900	385,400	429,900	
	22	318,300	386,600	431,000	
	23	320,700	387,800	432,100	
	24	322,900	388,900	433,200	
	25	325,100	390,000	434,100	
	26	327,100	391,300	435,200	
	27	329,100	392,600	436,200	
	28	331,100	393,900	437,200	
	29	333,100	395,100	438,100	
	30	335,000	396,400	439,200	
	31	336,900	397,700	440,200	
	32	338,800	398,900	441,300	
	33	340,600	400,100	442,300	
	34	342,500	401,300	443,500	
	35	344,400	402,500	444,600	
	36	346,300	403,600	445,800	
	37	348,000	404,600	446,500	
	38	349,200	405,800	447,400	
	39	350,300	406,900	448,300	
	40	351,300	407,900	449,100	
	41	351,800	409,000	449,900	
	42	352,200	410,200	450,800	

43	352,600	411,300	451,600
44	352,900	412,400	452,300
45	353,400	413,300	453,000
46	353,900	414,300	453,900
47	354,400	415,300	454,800
48	354,700	416,200	455,700
49	355,000	417,400	456,600
50	355,300	418,700	457,500
51	355,600	420,100	458,500
52	355,900	421,400	459,400
53	356,300	422,200	460,400
54	356,600	423,200	461,400
55	357,000	424,200	462,300
56	357,300	425,300	463,300
57	357,600	426,200	464,200
58	358,000	426,900	465,100
59	358,300	427,700	466,000
60	358,700	428,400	467,000
61	359,000	429,100	467,800
62	359,300	429,900	468,200
63	359,700	430,700	468,800
64	360,000	431,300	469,400
65	360,300	431,900	470,000
66	360,700	432,200	470,700
67	361,000	432,500	471,000
68	361,400	432,800	471,600
69	361,800	433,100	472,000
70	362,100	433,400	472,300
71	362,500	433,600	472,600
72	362,900	433,900	472,900
73	363,200	434,100	473,200
74	363,600	434,300	
75	364,000	434,600	
76	364,400	434,900	
77	364,700	435,100	
78	365,100	435,300	
79	365,500	435,600	
80	366,000	435,900	
81	366,500	436,100	
82	367,100	436,300	
83	367,800	436,600	
84	368,400	436,900	
85	369,000	437,100	
86	369,600	437,400	
87	370,200	437,700	
88	370,800	437,900	
89	371,300	438,100	
90	371,700	438,400	

	91	372,000	438,700		
	92	372,400	438,900		
	93	372,800	439,100		
	94	373,200			
	95	373,600			
	96	374,000			
	97	374,600			
	98	375,100			
	99	375,500			
	100	376,000			
	101	376,400			
	102	376,900			
	103	377,200			
	104	377,500			
	105	378,000			
	106	378,400			
	107	378,900			
	108	379,400			
	109	379,800			
	110	380,300			
	111	380,700			
	112	381,100			
	113	381,500			
	114	381,900			
	115	382,300			
	116	382,700			
	117	383,100			
	118	383,500			
	119	383,900			
	120	384,300			
	121	384,600			
	122	385,000			
	123	385,400			
	124	385,700			
	125	386,100			
	126	386,600			
	127	387,100			
	128	387,500			
	129	387,900			
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		298,500	309,800	332,500	419,500

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

教 育 職 給 料 表 (二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	216,000	234,600	332,500	361,900	448,100
	2	218,400	237,000	334,300	363,400	449,400
	3	220,700	239,400	336,100	364,900	450,600
	4	223,100	241,900	337,800	366,300	451,900
	5	225,300	244,300	339,400	367,700	453,000
	6	227,700	246,700	341,300	369,000	454,100
	7	229,900	249,100	343,200	370,300	455,300
	8	232,100	251,600	345,000	371,700	456,500
	9	234,300	254,000	346,800	373,100	457,800
	10	236,600	255,600	348,800	374,400	459,000
	11	238,800	257,200	350,600	375,700	460,100
	12	241,000	258,800	352,300	376,900	461,200
	13	243,300	260,400	354,000	378,100	462,400
	14	245,400	261,800	355,700	379,400	463,200
	15	247,500	263,200	357,200	380,600	464,000
	16	249,600	264,600	358,800	381,800	464,900
	17	251,700	266,000	360,400	382,800	465,800
	18	253,600	267,200	361,700	384,000	466,200
	19	255,300	268,400	362,900	385,200	466,700
	20	256,900	269,600	364,000	386,300	467,200
	21	258,600	270,900	365,300	387,300	467,700
	22	259,800	272,000	366,700	388,500	468,100
	23	261,100	273,100	368,100	389,700	468,600
	24	262,300	274,300	369,400	390,800	469,100
	25	263,500	275,600	370,600	391,800	469,600
	26	264,500	277,200	372,000	393,000	470,000
	27	265,600	278,900	373,300	394,100	470,500
	28	266,700	280,600	374,600	395,200	471,000
	29	267,900	282,300	375,800	396,300	471,500
	30	269,000	284,300	377,200	397,500	471,900
	31	270,100	286,500	378,500	398,700	472,400
	32	271,100	288,700	379,800	399,800	472,900
	33	272,200	290,900	381,100	400,800	473,400
	34	273,100	293,100	382,300	401,900	
	35	274,100	295,300	383,400	403,100	
	36	275,200	297,400	384,600	404,300	
	37	276,500	299,400	385,800	405,500	
	38	277,400	301,300	387,000	406,800	
	39	278,400	303,200	388,200	407,900	
	40	279,500	305,000	389,300	409,100	
	41	280,800	306,700	390,400	410,200	
	42	282,000	308,600	391,600	411,500	

43	283,400	310,400	392,800	412,500
44	284,600	312,100	393,900	413,600
45	285,700	313,700	395,000	414,800
46	286,600	315,500	396,300	416,000
47	287,500	317,200	397,500	417,200
48	288,500	318,800	398,600	418,400
49	289,000	320,300	399,500	419,500
50	289,900	322,000	400,700	420,500
51	290,600	323,800	401,700	421,800
52	291,600	325,500	402,800	423,000
53	292,200	326,700	403,600	424,200
54	293,100	328,600	404,700	425,300
55	293,900	330,400	405,700	426,400
56	294,900	332,100	406,700	427,500
57	295,400	333,600	407,800	428,500
58	296,400	335,500	408,800	429,700
59	297,400	337,200	409,900	430,900
60	298,100	338,900	411,000	432,100
61	298,600	340,600	412,000	432,700
62	299,300	342,300	413,100	433,500
63	300,100	344,000	414,200	434,200
64	300,800	345,700	415,200	434,700
65	301,600	347,400	416,100	435,000
66	302,400	348,700	417,000	435,300
67	303,000	350,000	418,000	435,700
68	303,600	351,300	419,000	436,100
69	304,400	352,800	419,800	436,400
70	305,100	354,300	420,600	436,800
71	305,600	355,800	421,300	437,100
72	306,300	357,300	422,100	437,400
73	306,800	358,600	422,800	437,700
74	307,500	360,100	423,400	438,000
75	308,200	361,600	424,100	438,300
76	308,700	363,000	424,800	438,600
77	309,300	364,400	425,400	438,800
78	310,000	365,900	426,100	439,100
79	310,600	367,400	426,600	439,400
80	311,200	368,900	427,200	439,600
81	311,700	370,200	427,600	439,800
82	312,300	371,500	428,000	440,100
83	312,900	372,800	428,300	440,400
84	313,400	374,000	428,500	440,600
85	313,800	375,200	428,700	440,800
86	314,300	376,400	429,000	441,100
87	314,800	377,500	429,300	441,400
88	315,200	378,600	429,500	441,600
89	315,600	379,600	429,700	441,800
90	316,100	380,700	430,000	

91	316,500	381,800	430,300
92	317,000	382,900	430,500
93	317,300	384,000	430,700
94	317,900	385,100	431,000
95	318,400	386,100	431,300
96	318,800	387,200	431,500
97	319,100	388,200	431,700
98	319,500	389,200	
99	319,900	390,100	
100	320,400	391,000	
101	320,800	391,800	
102	321,100	392,800	
103	321,400	393,600	
104	321,700	394,500	
105	321,900	395,300	
106	322,200	396,200	
107	322,500	397,100	
108	322,800	398,000	
109	323,000	398,800	
110	323,200	399,800	
111	323,500	400,700	
112	323,800	401,600	
113	324,000	402,200	
114	324,200	403,100	
115	324,400	404,000	
116	324,700	404,900	
117	325,000	405,700	
118	325,200	406,400	
119	325,500	407,200	
120	325,800	408,000	
121	326,000	408,600	
122	326,200	409,300	
123	326,400	410,000	
124	326,700	410,600	
125	327,000	411,200	
126	327,200	411,900	
127	327,400	412,400	
128	327,700	413,000	
129	327,900	413,600	
130	328,100	414,200	
131	328,400	414,700	
132	328,700	415,200	
133	328,900	415,500	
134	329,100	415,800	
135	329,400	416,000	
136	329,700	416,300	
137	329,900	416,600	
138	330,100	416,900	

	139	330,400	417,200			
	140	330,700	417,500			
	141	330,900	417,800			
	142	331,100	418,100			
	143	331,400	418,400			
	144	331,700	418,700			
	145	331,900	418,900			
	146	332,100	419,200			
	147	332,400	419,500			
	148	332,700	419,700			
	149	332,900	419,900			
	150	333,100	420,200			
	151	333,400	420,500			
	152	333,700	420,700			
	153	333,900	420,900			
	154	334,100	421,200			
	155	334,400	421,500			
	156	334,700	421,700			
	157	334,900	421,900			
	158	335,100	422,200			
	159	335,400	422,500			
	160	335,700	422,700			
	161	335,900	422,900			
定年前再 任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		240,800	289,100	314,300	341,600	425,600
任期 付職 員		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
		247,500	266,000	332,500	344,900	432,700

備考 1 この表は、高等学校、義務教育学校、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	196,200	246,800	338,900	388,500	460,100
	2	197,300	251,100	340,900	389,900	470,300
	3	198,500	253,900	342,900	391,300	480,000
	4	199,600	256,600	344,800	392,700	489,900
	5	200,700	259,200	346,600	394,100	499,800
	6	202,900	260,900	348,600	395,500	509,800
	7	205,000	262,400	350,500	396,800	518,500
	8	207,100	263,900	352,400	398,200	526,400
	9	209,200	265,400	354,100	399,600	534,200
	10	211,200	267,400	355,700	401,100	541,300
	11	213,200	269,300	357,200	402,500	546,600
	12	215,200	271,200	358,800	403,900	551,100
	13	217,200	273,200	360,400	405,200	554,100
	14	219,100	275,400	361,400	406,700	556,100
	15	221,000	277,600	362,400	408,200	
	16	222,800	279,800	363,300	409,700	
	17	224,500	281,900	364,400	411,200	
	18	226,300	284,200	365,600	412,800	
	19	228,100	286,500	366,800	414,400	
	20	229,900	288,900	368,000	416,100	
	21	231,700	291,200	369,200	417,300	
	22	233,500	293,300	370,300	418,700	
	23	235,200	295,400	371,300	420,100	
	24	236,900	297,400	372,300	421,400	
	25	238,600	299,400	373,400	422,700	
	26	240,700	301,300	374,400	424,000	
	27	242,600	303,200	375,300	425,500	
	28	244,500	305,100	376,300	427,000	
	29	246,400	307,000	377,200	428,200	
	30	247,500	308,500	378,000	429,400	
	31	248,600	310,000	378,800	431,000	
	32	249,700	311,500	379,600	432,500	
	33	251,100	313,000	380,300	433,800	
	34	252,400	314,500	381,000	435,200	
	35	253,800	316,000	381,800	436,600	
	36	255,200	317,400	382,600	438,000	
	37	256,600	318,800	383,300	439,400	
	38	258,100	319,700	384,000	440,800	
	39	259,600	320,600	384,800	442,200	
	40	261,200	321,400	385,600	443,600	
	41	262,600	322,100	386,400	444,700	
	42	263,900	322,600	387,600	446,000	

43	265,300	323,100	388,800	447,400
44	266,700	323,500	390,000	448,700
45	268,200	323,900	390,700	449,500
46	269,500	324,400	391,700	450,300
47	270,700	324,900	392,500	451,200
48	271,900	325,300	393,200	452,100
49	273,100	325,700	393,900	452,900
50	274,200	326,100	394,600	453,700
51	275,300	326,400	395,200	454,300
52	276,400	326,900	395,800	455,100
53	277,400	327,300	396,400	455,500
54	278,500	327,700	397,100	456,100
55	279,500	328,100	397,900	456,600
56	280,500	328,400	398,700	457,100
57	281,500	328,800	399,300	457,600
58	282,200	329,100	400,100	458,200
59	282,700	329,500	400,800	458,700
60	283,300	329,800	401,500	459,200
61	283,900	330,200	402,100	459,700
62	284,500	330,700	402,800	460,300
63	285,100	331,300	403,400	460,800
64	285,600	331,800	404,100	461,300
65	286,200	332,200	404,800	461,800
66	286,700	332,800	405,400	
67	287,300	333,300	406,000	
68	287,800	333,900	406,700	
69	288,400	334,400	407,400	
70	289,100	334,900	407,900	
71	289,700	335,400	408,500	
72	290,300	336,000	409,100	
73	290,900	336,500	409,600	
74	291,500	337,200	410,200	
75	292,100	337,900	410,800	
76	292,800	338,600	411,300	
77	293,400	339,200	411,800	
78	294,100	339,800	412,300	
79	294,800	340,500	412,800	
80	295,300	341,200	413,500	
81	295,900	341,900	413,900	
82	296,500	342,600		
83	297,200	343,200		
84	297,800	343,800		
85	298,300	344,300		
86	298,900	344,800		
87	299,600	345,200		
88	300,200	345,600		
89	300,700	345,900		
90	301,300	346,400		

	91	302,000	346,700			
	92	302,600	347,100			
	93	303,200	347,400			
	94	303,800	347,700			
	95	304,400	348,100			
	96	305,000	348,500			
	97	305,300	349,000			
	98	305,800	349,500			
	99	306,400	350,000			
	100	306,900	350,500			
	101	307,300	351,000			
	102	307,700	351,500			
	103	308,000	351,900			
	104	308,400	352,400			
	105	308,800	352,800			
	106	309,200	353,200			
	107	309,600	353,700			
	108	309,900	354,100			
	109	310,100	354,600			
	110	310,500				
	111	310,800				
	112	311,000				
	113	311,300				
	114	311,600				
	115	311,900				
	116	312,200				
	117	312,400				
	118	312,700				
	119	312,900				
	120	313,200				
	121	313,500				
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		230,200	273,400	299,200	343,000	403,400

備考 この表は、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (一)

職 員 の 区 分	職 務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 及 任 付 員 外 職 員 の 職 員		円	円	円	円
	1	305,600	415,600	470,300	566,200
	2	307,900	418,300	472,300	572,300
	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000
	9	328,300	434,000	484,600	599,500
	10	331,800	435,500	486,300	601,800
	11	335,200	437,000	488,100	
	12	338,600	438,500	489,900	
	13	342,000	439,900	491,700	
	14	345,500	441,300	493,400	
	15	348,900	442,800	495,200	
	16	352,300	444,200	497,000	
	17	355,700	445,500	498,800	
	18	358,800	447,000	500,700	
	19	362,000	448,400	502,600	
	20	365,200	449,800	504,500	
	21	368,500	451,100	506,400	
	22	371,600	452,600	508,100	
	23	374,700	454,000	509,900	
	24	377,700	455,400	511,700	
	25	380,800	456,800	513,300	
	26	383,100	458,200	515,100	
	27	385,400	459,500	516,900	
	28	387,600	460,900	518,400	
	29	389,500	462,300	519,800	
	30	391,200	463,600	521,500	
	31	392,900	465,000	523,300	
	32	394,700	466,400	525,000	
	33	396,400	467,700	526,500	
	34	398,200	469,100	527,800	
	35	399,800	470,400	529,100	
	36	401,100	471,800	530,400	
	37	402,500	473,200	531,400	
	38	403,900	474,900	532,700	
	39	405,300	476,500	534,000	
	40	406,700	478,000	535,300	
	41	408,200	479,600	536,300	
	42	408,900	480,800	537,100	
	43	409,500	481,900	537,900	
	44	410,100	483,000	538,700	
	45	410,900	484,000	539,600	

	46	411,500	484,900	540,400	
	47	412,100	485,800	541,200	
	48	412,600	486,600	541,900	
	49	413,100	487,300	542,700	
	50	413,500	488,000	543,500	
	51	414,000	488,700	544,200	
	52	414,400	489,300	545,100	
	53	414,800	489,900	546,000	
	54	415,100	490,600	546,800	
	55	415,400	491,200	547,700	
	56	415,800	491,800	548,600	
	57	416,100	492,100	549,400	
	58	416,500	492,700	550,200	
	59	416,800	493,300	551,000	
	60	417,200	494,000	551,700	
	61	417,600	494,400	552,500	
	62	417,900	495,000	553,400	
	63	418,200	495,700	554,300	
	64	418,500	496,400	555,200	
	65	418,800	496,800	556,000	
	66		497,400	556,900	
	67		498,000	557,800	
	68		498,500	558,700	
	69		499,000	559,500	
	70		499,500	560,400	
	71		500,000	561,300	
	72		500,500	562,200	
	73		500,900	563,000	
	74		501,400		
	75		501,800		
	76		502,200		
	77		502,700		
	78		503,300		
	79		503,800		
	80		504,200		
	81		504,700		
	82		505,300		
	83		505,900		
	84		506,400		
	85		506,900		
定年前再任用 短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 312,900	円 356,500	円 412,800	円 488,500
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円 328,300	円 387,800	円 425,200	円 523,200

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200	492,200
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100	493,600
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100	494,900
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900	496,200
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700	497,500
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300	498,900
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900	500,300
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400	501,500
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900	502,900
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200	504,200
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500	505,600
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800	507,000
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100	508,400
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300	509,500
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500	510,600
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600	511,800
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800	512,900
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900	513,800
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100	514,700
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300	515,600
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400	516,600
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200	
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600	
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300	
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800	
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200	
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600	
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000	
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400	
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800	
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100	
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400	
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700	
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000	
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300	
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600	
	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900	
	38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800		
	39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100		
	40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400		
	41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700		
	42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000		

43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300
44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600
45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800
46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100
47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400
48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700
49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900
50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100
51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400
52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700
53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900
54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800	423,100
55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500	423,400
56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100	423,700
57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500	423,900
58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000	424,100
59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600	424,400
60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200	424,700
61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600	424,900
62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100	
63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600	
64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100	
65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700	
66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200	
67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800	
68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400	
69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900	
70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400	
71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800	
72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200	
73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500	
74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000	
75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400	
76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800	
77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200	
78	265,000	301,000	338,100	359,700		
79	265,300	301,200	338,500	359,900		
80	265,500	301,500	339,000	360,200		
81	265,700	301,800	339,500	360,700		
82	266,000	302,000	339,800	361,000		
83	266,300	302,300	340,000	361,300		
84	266,500	302,600	340,300	361,600		
85	266,700	302,800	340,700	362,000		
86		303,000	341,100	362,300		
87		303,200	341,400	362,600		
88		303,400	341,700	362,900		
89		303,800	342,000	363,300		
90		304,000	342,200	363,600		

	91		304,200	342,600	363,800				
	92		304,400	342,900	364,100				
	93		304,800	343,100	364,400				
	94		305,000	343,400					
	95		305,200	343,700					
	96		305,500	343,900					
	97		305,800	344,100					
	98		306,000	344,400					
	99		306,200	344,700					
	100		306,500	344,900					
	101		306,800	345,100					
	102		307,000	345,300					
	103		307,200	345,700					
	104		307,500	345,900					
	105		307,800	346,100					
	106			346,400					
	107			346,800					
	108			347,200					
	109			347,400					
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		201,300	227,900	257,300	271,300	297,800	340,000	383,400	447,600
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		228,700	244,900	266,900	280,500	310,500	349,200	392,000	450,600

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (三)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員及び任期付職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400	428,500
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	440,600
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	445,800
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	455,000
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	456,700
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	458,300
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	459,800
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	461,200
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	462,300
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	463,600
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	464,900
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	466,400
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	467,400
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	468,000
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	468,700
	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	469,300
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	470,200
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300	470,900
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800	471,700
	32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100	472,500
	33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	473,200
	34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400	473,900
	35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600	474,600
	36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800	475,400
	37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100	476,200
	38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200	477,000
	39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400	477,700
	40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600	478,400
	41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800	479,200
	42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800	

43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900
44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000
45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000
46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500
47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000
48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400
49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000
50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500
51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900
52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400
53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900
54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300
55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600
56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900
57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300
58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600	448,700
59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300	449,000
60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900	449,300
61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500	449,700
62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100	450,100
63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800	450,400
64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400	450,700
65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100	451,100
66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600	451,500
67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200	451,800
68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700	452,100
69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100	452,500
70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700	
71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100	
72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400	
73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700	
74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200	
75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600	
76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900	
77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200	
78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700	
79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200	
80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600	
81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900	
82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300	
83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800	
84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200	
85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600	
86	295,800	322,600	360,600	379,900		
87	296,300	323,600	361,400	380,500		
88	296,800	324,600	362,200	381,000		
89	297,200	325,500	362,800	381,300		
90	297,700	326,500	363,400	381,800		

91	298,200	327,500	364,000	382,100			
92	298,700	328,500	364,600	382,400			
93	299,200	329,300	365,000	383,000			
94	299,600	330,000	365,400	383,500			
95	300,100	330,700	365,900	384,000			
96	300,700	331,300	366,300	384,500			
97	301,300	331,800	366,800	385,100			
98	301,800	332,100	367,200	385,600			
99	302,300	332,600	367,700	386,100			
100	302,800	333,200	368,100	386,500			
101	303,200	333,600	368,400	387,100			
102	303,700	334,100	368,900	387,600			
103	304,100	334,700	369,200	388,100			
104	304,500	335,200	369,500	388,600			
105	304,900	335,600	369,900	389,200			
106	305,300	336,100	370,400	389,600			
107	305,700	336,600	370,900	390,100			
108	306,000	337,100	371,400	390,600			
109	306,200	337,500	371,900	391,200			
110	306,500	337,800	372,400				
111	306,700	338,100	372,900				
112	307,000	338,400	373,300				
113	307,300	338,700	373,700				
114	307,500	339,100					
115	307,800	339,400					
116	308,000	339,700					
117	308,300	339,900					
118	308,500	340,200					
119	308,800	340,500					
120	309,100	340,700					
121	309,400	340,900					
122	309,700	341,200					
123	310,000	341,500					
124	310,300	341,800					
125	310,500	342,000					
126	310,700	342,300					
127	311,000	342,600					
128	311,400	342,800					
129	311,600	343,000					
130	311,900	343,200					
131	312,200	343,500					
132	312,600	343,700					
133	312,800	344,000					
134	313,100	344,400					
135	313,400	344,800					
136	313,700	345,200					
137	313,900	345,500					
138	314,200	345,900					

	139	314,500	346,300					
	140	314,800	346,700					
	141	315,000	347,000					
	142	315,300	347,400					
	143	315,700	347,700					
	144	316,000	348,100					
	145	316,200	348,400					
	146	316,400						
	147	316,700						
	148	317,000						
	149	317,200						
	150	317,400						
	151	317,700						
	152	318,000						
	153	318,400						
	154	318,600						
	155	318,800						
	156	319,100						
	157	319,400						
定年前再任用 短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		248,800	269,700	277,300	288,100	305,100	343,600	389,000
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		235,900	266,900	286,800	296,900	318,400	350,800	391,200

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

海 事 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員		円	円	円	円	円
	1	233,100	291,100	333,000	379,900	422,900
	2	236,400	292,800	334,100	381,600	425,000
	3	239,700	294,500	335,200	383,300	427,100
	4	243,000	296,200	336,200	384,800	429,200
	5	246,200	297,900	337,100	386,300	431,100
	6	249,300	299,400	338,500	388,000	432,500
	7	252,500	300,800	340,100	389,700	433,900
	8	255,500	302,300	341,700	391,200	435,200
	9	258,500	303,800	343,600	392,700	436,500
	10	261,400	305,100	345,200	394,200	437,800
	11	264,300	306,300	346,800	395,600	439,000
	12	267,100	307,600	348,400	397,100	440,200
	13	269,900	308,900	350,100	398,600	441,400
	14	272,800	310,200	351,700	400,000	442,600
	15	275,600	311,400	353,300	401,300	443,700
	16	278,300	312,700	354,800	402,600	444,800
	17	280,900	313,900	356,300	404,100	445,800
	18	282,300	315,000	357,100	405,600	446,800
	19	283,700	316,200	357,900	407,200	447,900
	20	285,100	317,300	358,600	408,800	449,000
	21	286,500	318,600	359,400	410,300	449,900
	22	287,600	319,400	360,100	411,700	450,700
	23	288,700	320,100	360,900	413,100	451,600
	24	289,800	320,800	361,600	414,500	452,400
	25	290,900	321,500	362,400	415,800	453,300
	26	291,500	322,200	363,100	417,000	454,200
	27	291,900	322,800	363,900	418,200	455,000
	28	292,300	323,400	364,600	419,400	455,800
	29	292,700	324,100	365,300	420,600	456,200
	30	293,100	324,600	366,000	421,600	456,700
	31	293,400	325,200	366,600	422,600	457,300
	32	293,700	325,800	367,300	423,600	457,800
	33	294,000	326,400	368,000	424,100	458,300
	34	294,300	327,000	368,600	424,900	458,600
	35	294,600	327,400	369,300	425,800	459,000
	36	294,900	327,900	369,900	426,700	459,400
	37	295,200	328,400	370,600	427,500	459,700
	38	295,500	328,900	371,200	428,400	460,200
	39	295,800	329,400	371,800	429,200	460,800
	40	296,100	329,700	372,500	430,100	461,400
	41	296,400	330,000	373,200	430,900	462,000
	42	296,600	330,300	373,900	431,700	462,700

43	296,900	330,600	374,600	432,600	463,300
44	297,200	330,900	375,200	433,100	463,900
45	297,500	331,200	375,800	433,300	464,200
46	297,700	331,500	376,600	433,700	464,800
47	298,000	331,800	377,400	434,000	465,400
48	298,300	332,100	378,100	434,300	466,000
49	298,600	332,400	378,900	434,600	466,400
50	298,900	332,700	379,800	434,800	466,700
51	299,200	333,000	380,600	435,100	467,000
52	299,400	333,300	381,300	435,500	467,200
53	299,600	333,600	381,900	435,800	467,400
54	299,900	333,900	382,800	436,300	467,600
55	300,200	334,200	383,700	436,800	467,900
56	300,400	334,400	384,500	437,300	468,200
57	300,600	334,600	384,800	437,900	468,400
58	300,900	334,900	385,100	438,500	468,700
59	301,200	335,200	385,400	439,000	469,000
60	301,400	335,400	385,700	439,500	469,200
61	301,600	335,600	386,000	440,100	469,400
62	301,900	335,900	386,300	440,600	
63	302,200	336,200	386,600	441,100	
64	302,400	336,400	386,900	441,600	
65	302,600	336,600	387,100	442,100	
66	302,800	336,900	387,300	442,700	
67	303,000	337,200	387,600	443,200	
68	303,300	337,400	387,900	443,800	
69	303,600	337,600	388,200	444,300	
70			388,400	444,800	
71			388,700	445,400	
72			389,000	446,000	
73			389,300	446,300	
74			389,700	446,900	
75			390,100	447,500	
76			390,500	448,000	
77			390,900	448,400	
78			391,300	448,900	
79			391,800	449,600	
80			392,300	450,300	
81			392,700	450,500	
82			393,100		
83			393,500		
84			393,900		
85			394,400		
86			394,900		
87			395,400		
88			395,900		
89			396,200		
90			396,600		

	91			396,900		
	92			397,300		
	93			397,800		
	94			398,100		
	95			398,600		
	96			399,000		
	97			399,600		
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		233,500	264,600	295,300	337,800	367,200
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
		246,200	297,900	324,100	366,000	394,200

備考 この表は、船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

福 祉 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員及 び任 期付 職員 以外 の職 員		円	円	円	円	円	円
	1	212,700	267,600	299,600	325,700	366,800	420,700
	2	214,400	269,000	300,500	327,400	368,500	422,600
	3	216,000	270,300	301,300	328,900	370,100	424,500
	4	217,700	271,600	302,200	330,300	371,700	426,300
	5	219,200	273,000	303,100	331,500	373,300	428,100
	6	220,800	274,000	304,000	332,900	375,100	429,900
	7	222,400	275,000	304,900	334,200	376,600	431,700
	8	224,000	276,000	305,700	335,600	378,200	433,500
	9	225,600	276,900	306,500	337,000	379,500	435,100
	10	227,400	277,800	307,500	338,500	381,100	436,600
	11	229,200	278,800	308,700	339,900	382,700	438,100
	12	230,200	279,700	309,700	341,300	384,200	439,600
	13	231,200	280,800	310,900	342,700	386,100	441,100
	14	232,300	281,700	312,000	344,200	388,000	442,400
	15	233,500	282,600	313,100	345,800	389,900	443,700
	16	234,600	283,400	314,100	347,300	391,700	444,900
	17	235,600	283,900	315,100	348,800	393,200	446,100
	18	236,600	284,600	316,200	350,400	395,000	447,400
	19	237,500	285,400	317,200	351,900	396,700	448,700
	20	238,500	286,100	318,200	353,400	398,300	449,900
	21	239,500	287,000	319,200	354,900	400,000	451,100
	22	240,900	287,900	320,200	356,400	401,400	451,900
	23	242,200	288,800	321,200	357,900	402,800	452,700
	24	243,500	289,700	322,100	359,400	404,200	453,500
	25	244,800	290,700	323,100	360,900	405,600	454,100
	26	246,100	291,600	324,000	362,500	406,800	454,700
	27	247,400	292,400	325,000	364,000	408,000	455,300
	28	248,600	293,300	326,000	365,500	409,000	455,900
	29	249,700	294,200	327,000	366,700	410,100	456,600
	30	250,600	295,000	328,000	368,200	411,300	457,400
	31	251,400	295,900	329,100	369,700	412,400	457,800
	32	252,200	296,700	330,200	371,200	413,500	458,500
	33	253,200	297,700	331,200	372,500	414,200	459,000
	34	254,000	298,700	332,300	374,000	414,900	459,400
	35	254,800	299,700	333,400	375,500	415,500	459,800
	36	255,600	300,500	334,400	377,000	416,200	460,200
	37	256,300	301,400	335,400	378,400	416,800	460,600
	38	257,000	302,300	336,400	379,800	417,400	
	39	257,700	303,300	337,500	381,100	417,900	
	40	258,400	304,100	338,500	382,500	418,300	
	41	259,200	305,000	339,500	383,500	418,700	
	42	259,800	305,900	340,400	384,600	418,900	

43	260,400	306,800	341,300	385,500	419,200
44	261,000	307,700	342,200	386,600	419,500
45	261,400	308,600	342,900	387,300	419,800
46	261,900	309,500	343,600	387,900	420,100
47	262,400	310,400	344,200	388,500	420,400
48	262,800	311,200	344,800	389,200	420,700
49	263,200	312,000	345,400	390,000	420,900
50	263,800	312,900	346,000	390,700	421,200
51	264,300	313,700	346,500	391,500	421,400
52	264,800	314,500	347,100	392,200	421,700
53	265,200	315,400	347,700	393,000	421,900
54	265,700	316,300	348,200	393,700	422,200
55	266,100	317,300	348,700	394,400	422,500
56	266,500	318,200	349,200	395,000	422,800
57	267,000	319,000	349,600	395,300	423,000
58	267,400	319,900	349,800	395,900	423,300
59	267,800	320,800	350,200	396,500	423,600
60	268,100	321,700	350,700	397,200	423,800
61	268,500	322,600	351,000	397,600	424,000
62	268,900	323,400	351,400	398,300	424,300
63	269,200	324,300	351,800	398,900	424,600
64	269,500	325,100	352,200	399,500	424,800
65	269,900	325,800	352,600	399,900	425,000
66	270,300	326,700	353,100	400,400	
67	270,600	327,500	353,500	401,000	
68	270,900	328,300	354,000	401,500	
69	271,300	328,900	354,200	401,900	
70	271,600	329,400	354,700	402,400	
71	271,900	329,900	355,100	402,900	
72	272,300	330,400	355,500	403,400	
73	272,700	330,800	355,800	403,900	
74	273,000	331,300	356,200	404,300	
75	273,400	331,800	356,700	404,600	
76	273,700	332,300	357,100	404,900	
77	274,000	332,600	357,300	405,100	
78	274,400	332,900	357,600	405,300	
79	274,800	333,300	358,000	405,600	
80	275,100	333,600	358,400	405,900	
81	275,300	333,900	358,700	406,100	
82	275,600	334,200	359,000	406,400	
83	276,000	334,400	359,400	406,700	
84	276,300	334,700	359,800	406,900	
85	276,500	335,100	360,100	407,100	
86	276,800	335,500	360,500	407,400	
87	277,200	335,800	360,900	407,700	
88	277,500	336,000	361,100	407,900	
89	277,800	336,500	361,400	408,100	
90	278,100	336,900			

91	278,400	337,100				
92	278,700	337,400				
93	279,000	337,800				
94	279,400	338,200				
95	279,800	338,500				
96	280,100	338,800				
97	280,300	339,000				
98	280,700	339,300				
99	281,000	339,600				
100	281,300	339,900				
101	281,600	340,300				
102	281,900	340,500				
103	282,200	340,800				
104	282,500	341,200				
105	282,700	341,600				
106	282,900	341,900				
107	283,200	342,200				
108	283,500	342,500				
109	283,800	342,800				
110	284,100	343,200				
111	284,400	343,500				
112	284,600	343,700				
113	284,900	343,900				
114	285,100	344,200				
115	285,400	344,400				
116	285,800	344,700				
117	286,100	344,900				
118	286,400					
119	286,700					
120	287,000					
121	287,200					
122	287,400					
123	287,800					
124	288,100					
125	288,300					
126	288,600					
127	288,900					
128	289,300					
129	289,500					
130	289,900					
131	290,300					
132	290,600					
133	290,800					
134	291,100					
135	291,500					
136	291,800					
137	292,000					
138	292,300					

	139	292,600					
	140	292,900					
	141	293,100					
	142	293,300					
	143	293,500					
	144	293,700					
	145	294,100					
	146	294,300					
	147	294,600					
	148	294,900					
	149	295,200					
	150	295,400					
	151	295,700					
	152	295,900					
	153	296,200					
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 214,100	円 254,800	円 269,600	円 304,400	円 331,900	円 374,800
任期付職員		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円 233,500	円 260,200	円 290,000	円 310,700	円 341,800	円 383,400

備考 この表は、児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第一号任期付研究員の給料表

号給	給 料 月 額
	円
1	428,000
2	491,000
3	556,000
4	642,000
5	746,000
6	851,000

第二号任期付研究員の給料表

号給	給 料 月 額
	円
1	358,000
2	395,000
3	424,000

特定任期付職員の給料表

号給	給 料 月 額
	円
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

別記第 2

職員の区分 片道の使用距離	普通自動車等使用者	原動機付自転車等使用者
	円	円
4 km 未満	2,000	2,000
4 km 以上 6 km 未満	4,240	4,240
6 km 以上 8 km 未満	5,270	5,110
8 km 以上 10km 未満	6,300	5,980
10km 以上 12km 未満	7,340	6,840
12km 以上 14km 未満	8,650	8,150
14km 以上 16km 未満	9,980	9,460
16km 以上 18km 未満	11,310	10,770
18km 以上 20km 未満	12,640	12,080
20km 以上 22km 未満	13,960	13,390
22km 以上 24km 未満	15,240	14,660
24km 以上 26km 未満	16,510	15,930
26km 以上 28km 未満	17,780	17,200
28km 以上 30km 未満	19,050	18,470
30km 以上 32km 未満	20,320	19,730
32km 以上 34km 未満	21,520	20,840
34km 以上 36km 未満	22,720	21,950
36km 以上 38km 未満	23,910	23,060
38km 以上 40km 未満	25,100	24,170
40km 以上 42km 未満	26,290	25,280
42km 以上 44km 未満	27,480	25,280
44km 以上 46km 未満	28,670	25,280
46km 以上 48km 未満	29,860	25,280
48km 以上 50km 未満	31,050	25,280
50km 以上 52km 未満	32,230	25,280
52km 以上 54km 未満	33,540	25,280
54km 以上 56km 未満	34,850	25,280
56km 以上 58km 未満	36,160	25,280
58km 以上 60km 未満	37,460	25,280
60km 以上 62km 未満	38,760	25,280
62km 以上 64km 未満	40,530	25,280
64km 以上 66km 未満	42,300	25,280
66km 以上 68km 未満	44,070	25,280
68km 以上 70km 未満	45,840	25,280
70km 以上 72km 未満	47,610	25,280
72km 以上 74km 未満	49,000	25,280
74km 以上 76km 未満	50,390	25,280
76km 以上 78km 未満	51,780	25,280
78km 以上 80km 未満	53,160	25,280
80km 以上 82km 未満	54,540	25,280
82km 以上 84km 未満	55,790	25,280
84km 以上 86km 未満	57,040	25,280
86km 以上 88km 未満	58,290	25,280
88km 以上 90km 未満	59,540	25,280
90km 以上 92km 未満	60,790	25,280
92km 以上 94km 未満	62,080	25,280
94km 以上 96km 未満	63,360	25,280
96km 以上 98km 未満	64,640	25,280
98km 以上 100km 未満	65,920	25,280
100km 以上	67,200	25,280

別紙第3

公務運営に関する報告

若年労働力人口の減少やデジタル化の進展、自然災害の頻発化・激甚化など、本県を取り巻く環境が大きく変化する中、県には多様で質の高い行政サービスを提供する重要な責務がある。

この責務を果たし、県民ニーズに的確に応えていくためには、公務組織を支える多様で有為な人材を幅広く採用することが必要であり、今後も、受験者の減少など、職員採用の厳しい状況が続くことが見込まれる中で、試験制度の見直し等と併せて、働きたいと思える千葉県庁となるよう、県で働く魅力を更に高め、その魅力をしっかりと伝えていくことも必要である。

このような人材確保とともに、職員の成長を強力に支援し、職員一人ひとりがその能力を十分に発揮して活躍できるよう人材育成や能力開発に取り組み、組織としてのパフォーマンスを最大限発揮していくことが必要である。

また、ライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化する中、様々な個性を持つ全ての職員がそれぞれのライフステージに応じて、やりがいを持ち生き生きと働くことができる環境づくりを進めていく必要がある。

その上で、職員には、県民全体の奉仕者としての自覚を促し、コンプライアンスを一層徹底していくことが求められている。

こうした考えに立ち、多様な人材の確保・育成、柔軟な働き方や勤務環境の整備等について、以下のとおり報告する。

1 多様で有為な人材の確保のための採用制度改革

採用を取り巻く環境は、若者人口の減少や学生の進路選択の早期化、就業意識の多様化、民間企業との競合など人材確保が一層厳しい状況となっており、特に、技術系職種においては、受験者の減少などにより、必要な職員数を確保することが困難な状況となっている。

このような状況において、複雑・高度化する様々な行政課題に迅速かつ的確に

対応していくためには、県民の視点に立った高い使命感や倫理観を持って着実に職務を遂行し、かつ、創造性やチャレンジ精神にあふれる多様で有為な人材を公務の場に誘引し、その確保に取り組むことが喫緊の課題となっている。

(1) 広報活動の充実・強化

本県においては、これまで広報活動として、職員採用セミナーを充実させるとともに、大学や民間での就職説明会への参加を強化するほか、職員採用案内パンフレットの内容の充実や職員採用PR動画の作成・配信、ホームページにおいて技術系職種等の仕事紹介を行うなど、県の魅力や仕事内容、やりがいなどの積極的な発信に努めてきた。

あわせて、採用試験情報を効果的に発信するため、ホームページやSNSを積極的に活用するほか、就職先として千葉県庁に興味のある方へのアプローチとして、職員が面談により仕事のやりがい等を説明したり、質問に答える「千葉県職員しごとナビゲーター制度」を令和5年8月に創設し、県で働く魅力などについての情報発信を強化している。

また、体験的に仕事のやりがいなどを知る「インターンシップ・キャリア実習」が学生等に重視される傾向がある中、受入数を大幅に増やすなどの取組が行われている。

人材獲得競争が激しくなる中、多くの人に千葉県庁で「働きたい」「働き続けたい」と考えてもらうためには、柔軟な働き方ができる職場環境づくりや研修・OJT・自主学習等を通じた人材育成などの取組を更に進めることで、県の職場で働く魅力を一層高めるとともに、仕事のやりがいなどに加え、働きやすさや職員の成長に向けた支援等も含めた効果的な発信をしていく必要がある。

(2) 民間人材の採用や企業研修による民間の知見の活用

これからの行政運営において、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進をはじめ、民間の知見を活用していくことがより一層重要となる中、本県では、高度な専門性を有する社会人採用の拡充や、民間で本業を持ちながら県に勤務して専門性を発揮する副業人材の採用を進めている。また、職員を民間企業に派遣し、経営感覚を体験的に学ぶ研修を推進しているところであり、

今後もこれらの取組により、民間の知見を庁内で共有していくことが必要である。

(3) 試験制度改革

本県の試験制度については、これまでも、多様な能力・経験を有する人材を確保するため必要な見直しを行ってきた。令和5年度は、社会人採用選考審査において、必要な職務経験年数の短縮により採用年齢層の拡大を図り、令和6年度には、技術系職種の受験者拡大のため、教養試験を廃止したほか、オンライン等での受験を可能とするSPIを導入した一般行政職の社会人採用選考を実施した。

さらに、令和7年度からは、上級試験において、民間企業志望者等でも受験しやすい早期枠試験を導入し、SPIによる新たな試験区分を設けた一般行政職と、技術系3職種（児童指導員、土木、電気）の計4職種について実施した。

このほかにも、上級試験の全職種と資格免許職の一部職種において、採用候補者名簿の有効期間を2年間延長し、大学院進学や留学など個人のキャリアプランに合わせて採用時期を選択できる仕組みとするなど、様々な見直しに取り組んできた。

今後も、受験者を増やし、有為な人材の確保につながる試験制度となるよう適切な見直しを行う必要があり、早期枠試験の実施職種の拡大や、大学3年生の受験も視野に入れた試験実施時期の更なる早期化など、民間との競合等を踏まえた試験制度の見直しについて引き続き取り組んでいく。

(4) 多様な人材の確保に向けた取組の充実

障害者雇用については、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨等を踏まえ、これまで受験資格の拡大等に取り組んできたところであり、令和7年度は、受験の上限年齢を採用年度に定年を迎える年齢までとしたほか、新たに、障害者手帳を持っていないことで就労に困難を抱える難病のある方の採用区分を設けるなどの見直しを行った。

障害者雇用率については、令和7年6月1日時点で全ての任命権者が法定雇用率を達成しているが、令和8年度に法定雇用率の引上げも予定される中、障

害のある方が障害の特性等に応じて能力が発揮できるよう、積極的かつ計画的に障害者雇用の推進を図ることが求められている。

就職氷河期世代の方の就労や社会参加への支援については、国と同様、地方公務員においても積極的に採用を行うこととし、本県では、令和2年度から実施してきた就職氷河期世代を対象とした選考考査を、令和7年度も引き続き実施することとした。

一度県を退職した者の再採用については、結婚、出産、育児、介護等を理由にやむを得ず退職した職員を再び職員として採用する制度を令和5年度に導入しており、即戦力の確保や職員の多様で柔軟な働き方の推進の観点から有効であり、今後も積極的な活用を進めることが必要である。

こうした様々な取組に併せて、技術系職種の人材確保が厳しくなる中で、技術系職種に特化した高校生や大学生の新たな採用手法等について研究していく必要がある。

また、市町村においても技術系職種等の採用不足が課題となる中、今後、更なる市町村間の広域連携や県による市町村業務の補完・支援が必要となることを踏まえ、業務のあり方なども含め、市町村職員の人材不足に対応できるよう研究していくことが必要である。

(今後の取組の方向性)

今後とも、広報活動を一層強化するとともに、試験制度の改革を更に進め、任命権者と連携しながら、民間人材の活用を含めた多様で有為な人材の確保を図っていく。

2 職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策

(1) 職員の自律的なキャリア形成・主体的な学びの促進

職員のキャリアに対する意識を高め、自らが描いたキャリアビジョンを実現するためには、全ての職員に主体的な能力開発の機会を設けることが必要である。

キャリア形成等を目的とした研修はもとより、執務を通じた人材育成（OJT）に加え、それを補完する執務を離れた研修（Off-JT）の充実や自主的学習への支援など、職員自身がやる気、やりがいを持って取り組む自己研鑽に対し、組織としての支援を進め、学び直しを含めた、人を育てる職場環境づくりの醸成が図られることが求められている。

こうした取組に当たっては、職員の自律的なキャリア形成をしっかりと支援し、主体的な学びが促進され、仕事に活かされることで、多様なキャリアパスにつながり、それが更なる成長の意欲になるような「学びと仕事の好循環」を形成させていくことが重要である。

職員研修については、今後も、職員能力開発センターにおいて職員や所属からのニーズを的確に捉えた研修を実施していくとともに、知識やスキルを習得する機会をより多くの職員に提供できるよう、令和7年6月に導入した「千葉県研修プラットフォーム」の活用などにより、オンライン等による研修の充実を一層進めていくことが必要である。

また、現在の職員の年齢構成を見ると、若年層の職員が増加する一方、後輩の指導・育成を担うべき中堅層の職員が減少しており、適切な事務処理を確保しつつ、将来に向かって組織力を高めていくことが課題となっている。

そのため、管理職や組織の最小単位のリーダーである班長等のマネジメント能力の更なる向上とともに、班長等をサポートする職員のフォローアップを強化するための人材育成の取組が必要である。組織力を総合的に高めるためには、メンター制度の活用などにより、新規採用職員や民間企業経験者が職場や業務に円滑に適応できるようサポートする環境を整えることも必要である。

あわせて、職員のモチベーションや組織へのエンゲージメントを高めるため、十分な対話により職員の意向を把握するとともに、意欲、能力、実績、適性等を踏まえつつ、庁内公募制度や複線型人事も含めた人事配置を通じて、自らの意思に基づく活躍の機会をしっかりと提供するなど、個々のニーズに対応した取組を行っていくことが必要である。

このような職員の育成や異動等の人事施策を一体的に実施し、「人材確保」

「人材育成」「職場環境の整備」の相乗効果により、組織力の向上につなげていくことが重要である。そのためには、令和7年3月に策定した「千葉県職員人材基本方針」に掲げる「目指すべき職員像」「目指すべき組織風土」の実現に向け、各任命権者が連携を深め、職員一人ひとりの能力の向上や、意欲と能力を十分に発揮できる職場環境づくりなどに取り組む必要がある。

(2) 組織パフォーマンス向上に資する人事管理の推進

組織がパフォーマンスを最大限に発揮するためには、職員の主体的な成長や活躍を支援することと併せて、職員個人の成長を組織としての課題解決能力の向上につなげていくためのきめ細かい人事管理がますます重要になる。

本県においては、人事評価制度の実施を通じた能力開発、能力と実績に基づく人事管理が行われているが、職員へのエンゲージメントアンケートの結果では人事評価の活用等に関する評価が低くなっていることから、職員にとって納得感のある「人事評価制度の運用」や「任用」等が行われていく必要がある。

令和7年人事院勧告においては、給与・人事評価・任用の在り方を一体的に見直していく必要があるとして、職務・職責をより重視した給与体系とすることなどを内容とする新たな人事制度を検討していくこととされ、その実現に向けて、昇格前の級に一定期間在級することを求める制度（在級期間表）の廃止などの見直しを行うことも示されている。

本県においては、その動向等を注視しつつ、人事評価制度がより実効性のあるものとなるよう、引き続き評価者の評価能力向上に資する研修や目標設定・評価に当たっての職員と評価者との対話の充実、被評価者となる部下職員からの視点による評価者に対するマネジメント能力の点検、運用実態の検証、苦情相談制度の運用などにより、評価制度の公正性、納得性を一層高めるとともに、任用、給与、分限等の人事管理への活用をより適切に行っていく必要がある。

また、本県では、「千葉県職員仕事と家庭の両立・女性活躍推進プラン」（令和7年3月策定）に基づき、女性職員がより個性と能力を発揮することができるよう、女性職員の採用や登用、仕事と家庭の両立の取組を進めているところであり、職員にとって働きやすい環境を整え、政策決定過程など様々な場

面で女性職員が活躍することは、公務能率や県民サービスの向上につながるものであることから、管理職への積極的な登用など、今後も一層の取組を進めていく必要がある。

さらに、DXの推進や多様化するライフスタイルに応じたダイバーシティマネジメントなど、時代の変化に対応できる戦略的な人材育成に向けた道筋を職員に示すとともに、各所属において管理職と職員の対話を実施することにより、一人ひとりのキャリアビジョンを職員と組織で共有する「伴走型」のマネジメントを更に進め、職員が意欲とやりがいを持って躍動できるようにしていくことが重要である。

3 勤務環境の整備

(1) 総労働時間の短縮

ア 長時間労働の是正

(時間外勤務縮減の取組と現状)

任命権者においては、これまで、「総労働時間の短縮に関する指針」などを定め、時間外勤務の縮減をはじめとした労働時間の短縮に努めてきた。時間外勤務の縮減に当たっては、「ノー残業デー」の徹底や適切な勤務時間管理を管理監督者の人事評価項目とするなどの取組を推進するとともに、パソコンの使用時間記録等を活用して勤務時間を管理している。

人事委員会規則においては、平成31年4月から時間外勤務を命ずることができる上限時間（以下「上限時間」という。）を設定している。ただし、災害等の特別な事情によって臨時の必要があり、対応することを要する業務に従事する職員に対しては、上限時間を超える時間外勤務を命ずることができることとしており、その場合には、任命権者はその要因の分析等を行い、その結果を本委員会に報告しなければならないこととされている。

令和6年度の時間外勤務の状況を令和5年度と比較すると、原則の上限時間である月45時間又は年360時間を超えて時間外勤務を命じられた職員は、いずれも1割程度増加しており、知事部局等ではその一因として鳥インフルエ

ンザや台風等の災害への緊急的な対応を挙げている。

長時間労働は職員の心身の健康や公務能率に大きな影響を与えるだけでなく、離職の要因や職場としての魅力を低下させ、有為な人材の確保にも影響を及ぼすものとなり得ることから、これまで以上に問題意識を持ち、その是正に当たってはノー残業デーなどの組織全体での取組に加え、所属ごとに要因をつぶさに分析し、各所属の実情に応じた縮減策を講じるなど、より実効性のある取組を推し進める必要がある。

(今後の取組)

限られた時間の中で効率的に業務を遂行するためには、管理監督者の下、職員一人ひとりが業務内容を整理・分析し、優先順位の明確化や取捨選択等を行い、常に業務改善の意識を持って具体的な取組を進めることが必要である。

さらに、管理監督者が年間を通した業務の繁閑を把握した上で、職員の勤務時間の適正な管理を行い、特定の職員に業務が集中することがないように業務配分に配慮し、時間外勤務命令を必要最小限にとどめる等、マネジメントの強化を図ることが求められる。

また、社会全体においてD Xが推進される中、本県では、令和5年3月に「千葉県デジタル・トランスフォーメーション推進戦略」を策定し、行政内部のデジタル改革も進めているところであり、R P A（ロボティック・プロセス・オートメーション）や生成A I等のデジタル技術を効果的に活用しながら、業務の見直しや効率化を推し進め、職員の負担を軽減していくことが必要である。

これらの取組を進めてもなお恒常的に長時間の時間外勤務を命じざるを得ない場合には、業務量に応じた柔軟な人員配置と必要な人員の確保に努める必要がある。

なお、人事院は本年の報告において、長時間の超過勤務の要因となる業務の上位を占める予算・会計関係業務について、業務の集約やD X等を進めるため関係部局に要請するとし、また、人事・給与関係業務についても、更な

る制度の簡素化やシステム整備等に取り組んでいくとしている。本県においても、上限時間を超えて時間外勤務を命じた業務として、予算、会計、人事又は給与に関する業務を挙げている部署が存在することから、国の取組も参考にして、これらの業務を要因とする時間外勤務の縮減に取り組んでいく必要がある。

イ 多忙な教職員への対応

教職員の長時間労働の是正は、教育活動の質の維持向上や教員志願者の確保の観点からも非常に重要である。本県教育委員会においては、令和3年3月に改正した「学校職員の勤務時間等に関する規則」において、時間外在校等時間の上限時間を定め、令和6年3月に改定した「学校における働き方改革推進プラン」に基づき、多様な支援スタッフの配置拡充や校務DX化の推進など、教員の多忙化解消に向けた取組を行っている。

教育委員会における昨年度の調査では、月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える教職員の割合は全校種の平均で31.9%であり、令和5年度に引き続き減少している。

改正後の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法では、令和11年度までに教職員の1か月の時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することが目標として掲げられた。また、各教育委員会には教職員の業務量管理と健康確保の措置に関する実施計画において、国の指針に即し、目標を定めることが義務付けられている。本県においても、引き続き「学校における働き方改革推進プラン」に基づく業務改善に取り組むとともに、時間外在校等時間の削減目標を着実に達成できるよう、学校又は教職員が担う業務の分担の見直しや学校業務の適正化を更に推し進める必要がある。

ウ 年次休暇の取得促進

知事部局等においては「総労働時間の短縮に関する指針」を定め、年5日以上の年次休暇を確実に取得するよう奨励しているところであるが、令和6年度の年次休暇の取得状況を見ると、年5日未満の取得にとどまる職員が令和5年度に引き続き、1割以上存在する。

年次休暇の取得は心身の疲労回復や公務能率の向上等に寄与するものであることから、職員が年5日以上の子次休暇を確実に取得できるよう、また、夏季休暇等と合わせた連続休暇を奨励するなど、引き続き、休暇を取得しやすい環境づくりに取り組んでいく必要がある。

(2) 職員の健康管理

ア メンタルヘルスに関する取組の充実

令和6年度の本県における長期病休者（1か月以上の療養休暇取得者及び休職者）のうち、精神疾患を理由とする者は、療養休暇取得者では全体の6割を、休職者では全体の7割以上を占めている。

任命権者においては、専門のカウンセラーによる相談窓口の設置やストレスチェック制度を活用した予防対策等の取組を実施しているところであるが、令和6年度のストレスチェックの結果を見ると、高ストレスと判定された職員（以下「高ストレス者」という。）のうち、医師による面接指導を申し出た者は5%にとどまっている。心身の不調にいち早く気づき早期の対応につなげるためにも、一人でも多くの高ストレス者が面接指導を申し出るよう積極的に勧奨することが重要である。

ストレスチェック制度も十分に活用し、「第4次千葉県職員のメンタルヘルスプラン」（令和6年4月策定）等に基づき、予防と早期発見、早期対応のための取組をより一層推し進めるとともに、精神疾患による長期病休者については、再発防止のため、一人ひとりの回復過程に沿ったきめ細やかな職場復帰支援を行うことが必要である。

なお、人事院は本年の報告において、心の健康問題による長期病休者数の増加に対応するため、本年5月に作成した職場復帰のための手引等を活用して、健康管理部門や管理監督者等の対応能力の向上と関係者間の連携強化を促進するとしている。また、産業医学に詳しい医師や保健師、看護師等といった専門職の配置等を充実させる方策を検討するとしており、本県においても、こうした国の取組を注視していくことが必要である。

イ 長時間勤務を行った職員への適切な対応

任命権者においては、パソコンの使用時間記録等を活用して、管理職員も含めた職員の勤務時間を把握し、所定の長時間勤務を行った職員に対しては、医師による面接指導を1か月以内に実施することなどとしている。医師による面接指導は過重労働による健康障害防止のために重要であり、適切に実施することが求められるところ、全ての対象職員への実施や所定の期間内の実施が徹底できていない状況にある。

任命権者や所属長は、対象職員が所定の期間内に面接指導を確実に受けられるよう、日程調整への配慮や十分な体制整備を行う必要がある。

なお、人事院は令和6年4月に人事院規則で勤務間のインターバル確保に係る努力義務規定を定め、勤務間のインターバルの目安については11時間としているところである。勤務間のインターバルにより、睡眠時間を含む生活時間を十分に確保することは、健康の維持のために不可欠であることから、本県においても、国や他団体の取組を参考にしながら、制度の導入について検討を進めていく必要がある。

ウ 安全衛生管理体制の充実等

任命権者においては、50人未満の事業場についても産業医を選任するなど安全衛生管理体制の整備に努めてきたところである。引き続き、産業医と連携を図るとともに、事業場ごとに設置される衛生委員会を適切に運営することなどにより、安全衛生分野の法改正等にも留意し、職員が健康で安全に働くことのできる職場環境づくりを進めていく必要がある。

なお、人事院は本年の報告において、新たに設置した産婦人科医や助産師による女性の健康相談窓口等の利用状況を検証し、効果的な相談支援体制の構築に向けて検討するとしており、本県においても、こうした国の取組を注視していくことが必要である。

(3) 誰もが働きやすい勤務環境の実現

ア 仕事と家庭の両立支援

任命権者においては、「千葉県職員仕事と家庭の両立・女性活躍推進プラ

ン」などに基づき、仕事と家庭の両立支援に関する各種の取組を行っている。知事部局等の新たなプランでは、男性職員の育児休業取得率の数値目標は50%から100%に引き上げられ、取得日数についても2週間以上の取得率を85%とする数値目標が定められた。

令和6年度の知事部局等における男性職員の育児休業取得率は88.4%であり、年々増加している。任命権者においては、引き続き育児休業等の取得率の向上に努めるとともに、職員が個々の事情に応じて希望する期間、安心して育児休業等を取得できるよう取組を進めていく必要がある。なお、これらの取組には、育児休業等に対する理解促進や代替職員の確保など、取得しやすい勤務環境の整備が必要である。

また、介護を要する家族を抱える職員が安心して看護休暇等を取得できることが重要であるため、所属長等の管理監督者をはじめとした職員が、介護についての理解を深めるとともに、職員間での業務に関する情報の共有化などの取組を引き続き推進していくことが必要である。

任命権者は育児や介護を行う職員が仕事と家庭を両立できるよう、今後も国や他団体等の取組を参考にして制度の充実に努めるほか、個々の職員がそれぞれの事情に応じて適切に必要な制度を選択して利用できるよう、十分に情報を提供することが求められる。

イ 多様で柔軟な働き方の推進

テレワークやフレックスタイム制などの多様で柔軟な働き方は、育児や介護、障害等の事情を有する職員に限らず、全ての職員にとって個々の状況に応じた働き方の選択を可能とし、多様な人材の能力発揮が期待できるものである。

知事部局等では、令和6年6月から選択的週休3日も可能なフレックスタイム制を導入したほか、本年4月からは休憩時間を5つのパターンから割り振れるよう柔軟化した。また、育児や介護、災害又は交通遮断等の事由により職場への出勤が困難であり、業務用端末を利用できない状況において、職員が希望する場合には、私用端末によるテレワークを実施できるよう環境整

備を行った。

任命権者は引き続き、職員の多様で柔軟な働き方を推進するとともに、職員が様々な勤務時間等で働くことにより、行政サービスや公務能率の低下が生じることのないよう、管理監督者が個々の職員の勤務状況を適切に管理し、職員間でも把握・共有できる体制を整備することが必要である。

なお、人事院は本年の報告において、様々な事情を抱えながらも職員が継続して活躍できるよう無給の休暇について具体的な検討を進めるとし、フレックスタイム制や年次休暇取得単位の更なる柔軟化など、既存の制度の見直しについても検討するとしている。本県においても、こうした国の取組を注視していく必要がある。

ウ 兼業制度の見直し

職員は任命権者の許可を受けなければ兼業（営利企業への従事等）を行うことが認められておらず、許可の基準については人事委員会規則で定めるところ、本県ではその運用に当たり、これまで国家公務員における兼業の取扱いを参考としてきた。

先般、総務省は、「地方公務員の働き方に関する分科会」（令和6年9月設置）が取りまとめた地方公務員の兼業に関する報告書等を踏まえ、地方公務員の兼業の許可に関する留意事項を示した通知を発出した。当該通知では、国家公務員では禁止されている営利企業の従業員との兼業も可能であることや、職員個人の趣味や特技を活かした自営兼業（自ら営利事業を営む兼業）や地域の課題に応じた自営兼業も可能であることが示された。

また、人事院は本年の報告において、職員が有する知識・技能を活かした自営兼業や社会貢献に資する自営兼業が可能となるよう、統一的な承認基準を新設するとし、さらに、自営兼業の承認が必要な不動産賃貸や太陽光電気の販売の範囲についても、時代の変化に即した見直しを行うとしている。

職員が兼業を通じて地域の人々と活動を共にし、課題解決等に取り組むことは、公務にも良い影響をもたらすことが期待されるものである。そのため、本県においても、職務の公正の確保、職員の品位の保持及び公務能率の確保

といった基本的な原則の下、兼業の許可基準が本県の実情に即したものとなるよう、見直しに向けた検討を進める必要がある。その際、兼業により通算の労働時間が増えることで、職員の健康が阻害されることのないよう十分に配慮することが求められる。

エ 障害のある職員の活躍を推進するための環境整備

障害のある職員については、「第２期千葉県障害のある職員の活躍推進プラン」（令和７年４月策定）等に基づき、任命権者において職場環境の整備に取り組んでいるところであり、引き続き、障害のある職員が能力や適性を十分発揮して働き続けられるような環境の整備を進めていくことが重要である。

(4) ハラスメント防止対策の推進

ハラスメントは、個人の人格や尊厳を侵害するだけでなく、職場環境を悪化させ、心身の健康を害することなどで公務能率低下の要因となるものである。近年の本委員会における苦情相談の状況を見ると、ハラスメントなどの人間関係に関する相談が増加傾向にある。

任命権者においては、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等の防止対策に関する要綱に基づく相談窓口の設置や周知のほか、研修や職員アンケート等による意識啓発に取り組んできた。また、社会的に関心の高まっているカスタマーハラスメントについても、組織として毅然とした対応を行えるよう、知事部局では本年３月に「千葉県職員カスタマーハラスメント対応マニュアル」を整備した。

職員が安心して働くことができる職場環境を確保するためには、全ての職員がハラスメントに関する十分な理解と認識を持ち、その防止に努めることが重要であることから、今後も、研修や職員アンケート等による職員への意識啓発を継続的に実施するとともに、所属長等の管理監督者においては、適切なコミュニケーションによる風通しの良い職場環境の醸成に一層努めるほか、ハラスメントに関する問題が生じた場合には適切に対処するなど、ハラスメントのない職場づくりを引き続き推進する必要がある。

4 コンプライアンスの徹底

コンプライアンスの徹底について、知事部局等では、「千葉県コンプライアンス基本指針」に基づき「千葉県コンプライアンス推進計画」を毎年度定め、職員のモラルの維持向上、信用失墜行為の防止の観点から、職務別研修や職場内研修等を実施し、また、適正な事務執行の確保のため、職員が自己の職務の執行について定期的な点検等を実施している。さらに、本県では令和元年度に施行した「千葉県職員倫理条例」に基づきコンプライアンスの徹底に一層努めているところであり、本年1月には「千葉県職員倫理規則」を改正し、自己負担等により利害関係者と飲食を行う場合、自己の飲食に要する費用の金額にかかわらず事前に届出を行うこととした。

しかし、これらの取組を実施しているにもかかわらず、官製談合防止法等違反で職員が処分されるなど、不祥事が後を絶たず、県民の信頼や公務全体への信用が大きく損なわれる事態が続いている。

職員一人ひとりが、県民全体の奉仕者であることを十分に自覚するとともに、高い使命感と倫理観を持ち、県民の信頼に応える行動をすることが肝要であり、そのために、任命権者においては、より一層、厳正な服務規律の保持について徹底を図るとともに、研修等の様々な機会を通じて職員への定期的・継続的な意識啓発に取り組む必要がある。また、不正が発生しないための仕組みづくりや、不正に気付いた際に通報・相談できる窓口の周知などの取組も必要である。

5 高齢層職員の能力及び経験の活用

少子高齢化の進展による労働力人口減少への対応、また、雇用と年金の接続を図るため、高齢者の雇用を推進しその能力や経験を十分活用していくことが重要な課題となっている。

そのため、高齢層職員の能力及び経験の本格的な活用に向けて、令和5年4月から段階的に65歳まで定年引上げを行っているところである。

定年の段階的引上げに伴い、高齢層職員が今後増加していく中で、任用に当たっては、その能力や経験を活用して班長等に配置し、組織活力の維持向上を図る

ことなどにより、県庁全体が組織のパフォーマンスを最大限発揮することで、公務能率や県民サービスの向上につなげていくことが求められる。

給 与 等 に 関 す る 報 告 資 料

人 事 統 計 に 関 す る 報 告

職 種 別 民 間 給 与 実 態 調 査

職 員 給 与 と 民 間 給 与 と の 比 較

生 計 費 関 係

給与等に関する報告資料の説明	4
----------------	---

1 令和7年人事統計に関する報告

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数	8
第2表 職員の給料表別、学歴別及び性別人員構成比	9
第3表 職員の平均給与月額等	10
第4表 職員の扶養手当の支給状況	12
第5表 職員の管理職手当の支給状況	12
第6表 職員の単身赴任手当の支給状況	12
第7表 職員の住居手当の支給状況	13
第8表 職員の通勤手当の支給状況	13
第9表 職員の給料表別、級別、号給別人員分布、平均給料月額及び平均年齢	14
第10表 定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員の適用給料表別、級別人員	35
第11表 定年が段階的に引き上げられることに伴い、「職員の給与に関する条例」 附則第32項により給料月額が決定される職員の適用給料表別、級別人員	36

2 令和7年職種別民間給与実態調査

第12表 産業別、企業規模別調査事業所数	38
第13表 民間における初任給の改定状況	38
第14表 職種別、学歴別初任給	39
第15表 民間における住宅手当の支給状況	40
第16表 民間における通勤手当の支給状況	41
その1 自動車使用者に対する通勤手当の支給状況	41
その2 自動車使用者に対する距離段階別定額制における支給月額の状況	41
その3 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る 通勤手当の支給状況	42
その4 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る 通勤手当の月額支給の状況	42

第17表	民間における特別給の支給状況	43
第18表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	43
第19表	民間における給与改定の状況	43
第20表	民間における定期昇給の実施状況	44
第21表	民間における定年制の状況	44
第22表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした 給与減額の状況	44
第23表	定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している 事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準	44
第24表	企業規模別、職種別、学歴別民間給与額等	45
その1	給与比較の対象職種	45
その2	給与比較の対象外職種	61
〈参考〉	職員給与と民間給与との比較における役職の対応関係	62

3 職員給与と民間給与との比較

第25表	職員給与と民間給与との比較	64
------	---------------	----

4 生計費関係

令和7年4月の標準生計費算定方法	66
第26表 千葉市における費目別、世帯人員別標準生計費（令和7年4月）	66

給与等に関する報告資料の説明

今回の報告の基礎となった人事統計に関する報告、職種別民間給与実態調査及び職員給与と民間給与との比較の概要は次のとおりである。

第1 令和7年人事統計に関する報告

1 調査の目的と時期

この調査は、地方公務員法第8条第1項の規定により、職員の給与の実態を明らかにするとともに、民間給与と比較するための資料を得ることを目的として、令和7年4月現在における職員の給与及びこれに関連する事項を調査したものである。

2 調査対象

職員の給与に関する条例第1条の2に規定する職員（企業職員、単純な労務に雇用される者を除く県の一般職の職員及び県費負担教職員）

3 調査事項

学歴、年齢、性別、経験年数、適用給料表、職務の級、給料月額、給料の調整額、地域手当、扶養手当及びその他の月額の手当等

4 集計

集計作業は、総務部人事課及び警察本部警務部警務課に依頼し、本委員会において合算した。

第2 令和7年職種別民間給与実態調査

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和7年4月現在における本県の民間給与の実態を本委員会と千葉市人事委員会及び人事院等が共同して調査したものである。調査期間は次のとおりである。

令和7年4月23日（水）～同年6月13日（金）

2 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の本県の民間事業所
1,933事業所

(2) 調査対象職種

76職種（行政職相当職種22職種 その他の職種54職種）

3 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

上記2の(1)に記載した事業所を産業、規模等により26層（うち千葉市10層、その他県内地域16層）に層化し、これらの層から381事業所（うち千葉市96事業所、その他県内地域285事業所）を無作為に抽出し、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は307事業所で、第12表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

4 調 査 事 項

事業所単位に調査する事項については、事業所票(1)及び事業所票(2)により、従業員別に調査する事項については、初任給調査票及び個人票により実施した。

(1) 事業所票(1)

給与、賞与及び臨時給与等の支払状況

(2) 事業所票(2)

通勤手当等の支給状況、給与改定等の状況等

(3) 初任給調査票

職種別、学歴別の初任給月額

(4) 個 人 票

職種別、年齢別、学歴別のきまって支給する給与、時間外手当及び通勤手当

5 集 計

(1) 調査実人員

初任給関係588人（行政職に相当する調査実人員518人）、初任給関係以外の調査職種12,838人（行政職に相当する調査実人員11,754人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は102,065人であり、行政職に相当するものは、82,349人である。）

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

（調査の状況）

調査対象事業所	1,933事業所
標本事業所	381事業所
調査の完結した事業所	307事業所（調査完了率82.3%）
調査実人員	13,426人 （ 初任給関係 588人 初任給関係以外の調査職種 12,838人 ）

第3 職員給与と民間給与との比較

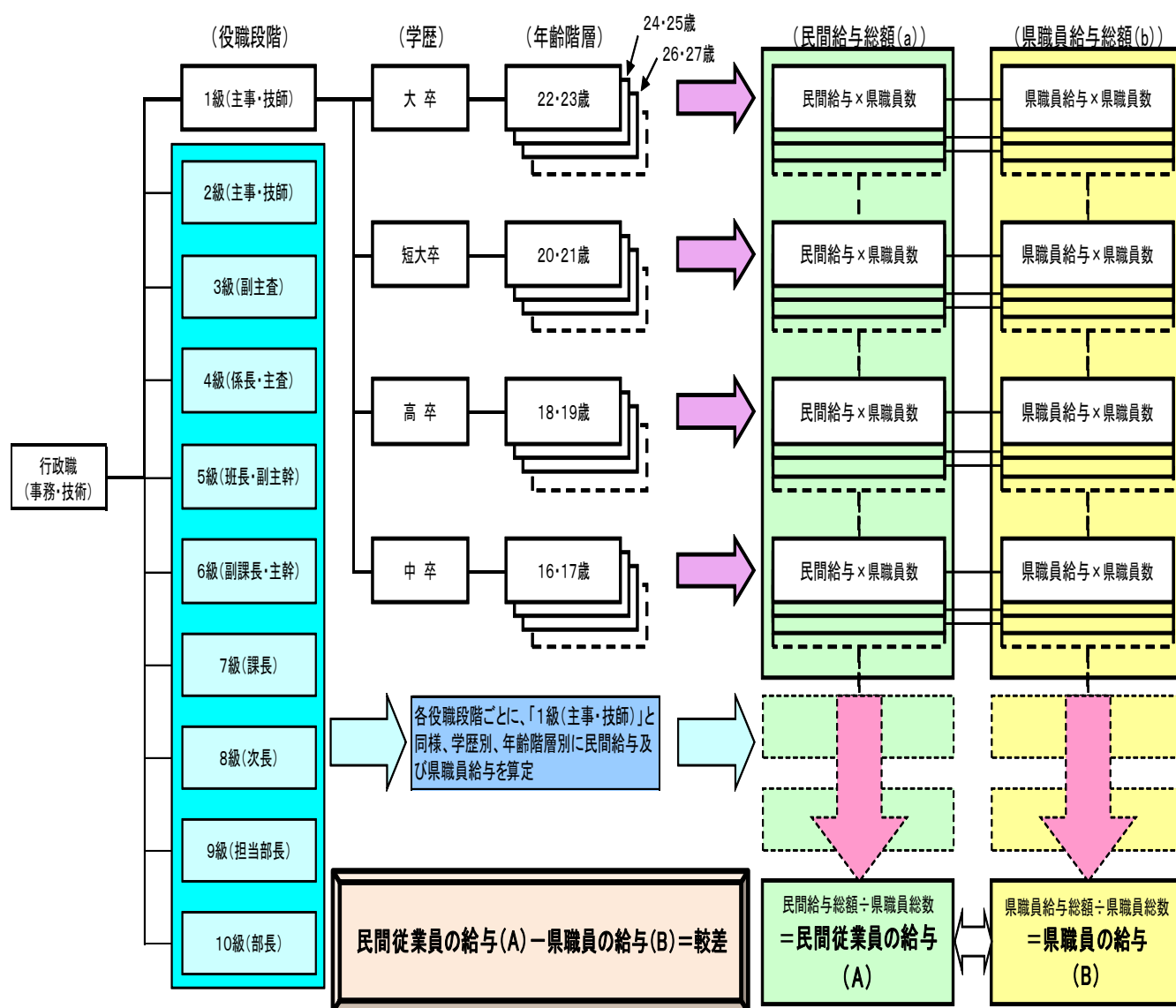
上記第1及び第2の資料に基づき、本県における行政職と民間におけるこれに相当する事務・技術関係職種の給与を、職務階層別、学歴別及び年齢別にラスパイレス方式により比較した。

< 参考 >

職員給与と民間給与との比較(ラスパイレス方式)

職員給与と民間給与との比較においては、個々の本県職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(a)が、現に支払っている支給総額(b)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階別、学歴別及び年齢階層別の県職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



令和 7 年人事統計に関する報告
(職 員 給 与 関 係)

第1表 職員の給料表別人員、平均年齢及び平均経験年数

(令和7年人事統計に関する報告)

区 分 給 料 表		適 用 人 員	平 均 年 齢	平均経験年数
全 給 料 表		人	歳	年
		52,224	38.2	15.8
一 般 職 員	行 政 職 給 料 表	9,922	38.5	16.5
	研 究 職 給 料 表	377	41.2	16.9
	医 療 職 給 料 表 (一)	15	57.7	32.2
	医 療 職 給 料 表 (二)	450	40.2	15.9
	医 療 職 給 料 表 (三)	220	37.7	13.6
	海 事 職 給 料 表	36	42.1	21.2
	福 祉 職 給 料 表	263	33.4	10.8
	特定任期付職員給料表	3	58.3	—
	第1号任期付研究員給料表	0	—	—
	第2号任期付研究員給料表	0	—	—
計		11,286	38.6	16.3
教 育 職 員	教 育 職 給 料 表 (一)	80	49.8	24.9
	教 育 職 給 料 表 (二)	30,038	38.0	15.0
	計	30,118	38.1	15.1
警 察 官	公 安 職 給 料 表	10,820	37.9	17.1

(注) 1 定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員等は含まれていない(以下第9表までにおいて同じ。)

2 全給料表欄の平均経験年数には、特定任期付職員及び任期付研究員は含まれていない。

3 定年が段階的に引き上げられるに伴い、「職員の給与に関する条例」附則第32項により給料月額が決定される職員を除いた数値である(以下第10表までにおいて同じ。)

4 教育職給料表(一)は大学に勤務する職員、教育職給料表(二)は高等学校、義務教育学校、中学校、小学校等に勤務する職員である(以下第2表、第9表、第10表及び第11表において同じ。)

第2表 職員の給料表別、学歴別及び性別人員構成比

(令和7年人事統計に関する報告)

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
	%	%	%	%	%	%	%
全給料表	100.0	78.0	7.0	15.0	0.0	57.5	42.5
行政職給料表	100.0	63.8	12.4	23.7	0.1	61.2	38.8
研究職給料表	100.0	97.4	1.3	1.3	－	72.9	27.1
医療職給料表(一)	100.0	100.0	－	－	－	60.0	40.0
医療職給料表(二)	100.0	82.7	17.3	－	－	36.0	64.0
医療職給料表(三)	100.0	76.4	23.6	－	－	10.9	89.1
海事職給料表	100.0	16.7	52.8	30.5	－	97.2	2.8
福祉職給料表	100.0	64.3	28.9	6.8	－	36.9	63.1
特定任期付職員給料表	100.0	100.0	－	－	－	100.0	－
第1号任期付研究員給料表	－	－	－	－	－	－	－
第2号任期付研究員給料表	－	－	－	－	－	－	－
教育職給料表(一)	100.0	82.5	16.2	1.3	－	35.0	65.0
教育職給料表(二)	100.0	93.9	5.7	0.4	－	46.4	53.6
公安職給料表	100.0	46.1	4.3	49.5	0.1	87.0	13.0

(注) 大学卒には修士課程及び博士課程修了者を、短大卒には高等専門学校卒業者を含む。

第3表 職員の平均給与月額等

職 員 の 区 分	年 月	職員数	平均年齢	平均経験年数		
					給料の月額	扶養手当
一般職員	年 月	人	歳	年	円	円
	06. 4	11,065	38.9	16.6	309,447	5,848
	07. 4	11,286	38.6	16.3	319,244	6,028
うち 行政職員	06. 4	9,740	38.7	16.7	306,121	5,901
	07. 4	9,922	38.5	16.5	316,045	6,075
教育職員	06. 4	29,915	38.3	15.3	352,545	6,062
	07. 4	30,118	38.1	15.1	364,189	6,635
警 察 官	06. 4	10,846	37.7	16.9	334,228	11,423
	07. 4	10,820	37.9	17.1	346,553	11,790
計	06. 4	51,826	38.3	15.9	339,510	7,138
	07. 4	52,224	38.2	15.8	350,822	7,572

- (注) 1 行政職員とは行政職給料表の適用を受ける職員を、教育職員とは教育職給料表の適用を受ける職員を、警
職員をいう(本年度の新規学卒の採用者を含む。)
- 2 平均給与月額については、民間給与との比較の対象としているものであり、通勤手当及び時間外勤務手当等
- 3 給料の月額には、給料の調整額及び教職調整額が含まれており、その他は、初任給調整手当、単身赴任手

(令和7年人事統計に関する報告)

平 均 給 与 月 額					
管理職手当	地域手当	住居手当	その他	合 計	対前年同月比
円	円	円	円	円	%
9,688	30,040	7,560	1,546	364,129	
9,633	30,941	7,524	1,492	374,862	102.9
9,978	29,696	7,467	1,379	360,542	
10,015	30,632	7,443	1,349	371,559	103.1
4,674	33,433	7,068	5,800	409,582	
4,559	34,546	7,054	5,771	422,754	103.2
2,173	32,010	5,235	296	385,365	
2,181	33,182	5,396	289	399,391	103.6
5,221	32,411	6,790	3,739	394,809	
5,163	33,484	6,812	3,711	407,564	103.2

察官とは公安職給料表の適用を受ける職員をいい、一般職員とは教育職員及び警察官以外の

の勤務した実績に応じて支給される手当は含まない。

当(基礎額)等である。

第4表 職員の扶養手当の支給状況

(令和7年人事統計に関する報告)

扶養親族数	該当職員数	配偶者を有する者		配偶者を有しない者
		配偶者に対する扶養手当を受けている者	配偶者に対する扶養手当を受けていない者	
1人	6,027 人	1,330 人	4,220 人	477 人
2人	7,023	1,821	5,024	178
3人	4,023	2,463	1,519	41
4人	935	774	159	2
5人	134	115	19	0
6人以上	19	15	4	0
計	18,161	6,518	10,945	698

手当受給者1人当たり 平均手当月額	21,774円
----------------------	---------

(注) この表でいう扶養親族は、扶養手当の支給対象となっているものである。

第5表 職員の管理職手当の支給状況

(令和7年人事統計に関する報告)

区分 組織	一種	二種	三種	四種	五種	六種	七種	八種	受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
知事部局	部長	次長	課長	副課長 主幹			主席 研究員			
教育委員会	教育次長 部長	次長	課長	副課長 主幹 校長	副校長	教頭	県立学 校の事 務主幹	県立学 校の事 務長		
警察本部		参事官	課長 警察署長	管理官 副署長						
受給者	人 28	人 151	人 418	人 1,939	人 26	人 1,214	人 52	人 152	人 3,980	円 67,748

(注) 1 組織、職名については、主なものを記載している。

2 警察本部の職員のうち、警視正以上の職員については、国家公務員であるため含まれない。

第6表 職員の単身赴任手当の支給状況

(令和7年人事統計に関する報告)

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	100km 未満	100km 以上 300km 未満	300km 以上 500km 未満	500km 以上 700km 未満	700km 以上 900km 未満	900km 以上 1,100km 未満	1,100km 以上 1,300km 未満	1,300km 以上 1,500km 未満	1,500km 以上 2,000km 未満	2,000km 以上 2,500km 未満	2,500km 以上		
受給者	人 88	人 19	人 0	人 3	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 110	円 32,036

第7表 職員の住居手当の支給状況

(令和7年人事統計に関する報告)

区 分		受 給 者 数
受 給 者 計		13,371 人
手当月額 11,000円未満の受給者	11,000円未満の受給者	14
	11,000円以上28,000円未満の受給者	4,593
	28,000円の受給者	8,764
手 当 受 給 者 1 人 当 たり 平 均 手 当 月 額		26,602 円

単身赴任者の配偶者の 居住する借家・借間	受 給 者	手当受給者1人当たり 平 均 手 当 月 額
	3 人	13,500 円

第8表 職員の通勤手当の支給状況

(令和7年人事統計に関する報告)

区 分		職 員 数
受 給 者	交 通 機 関 等 の み 利 用 者	14,434 人
	交 通 用 具 の み 使 用 者	32,276
	交通機関等・交通用具併用者	1,478
	小 計	48,188
非 受 給 者		4,036
計		52,224
手 当 受 給 者 1 人 当 たり 平 均 手 当 月 額		11,241 円
交通用具のみ使用者1人当たり平均手当月額		9,545

第9表 職員の給料表別、級別、号給別人員分布、平均給料月額及び平均年齢

行政職給料表

(他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

(令和7年人事統計に関する報告)

職務の級 標準的な 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	主事・技師	主事・技師	副主査	係長・主査	班長・ 副主幹	副課長・ 主幹	課長	次長	担当部長	部長
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1				1				4	1	
2								9		
3								14		5
4			1	1			1	36	9	3
5							1	21	7	
6							1			
7		3	1				1			
8		7	3							
9	75	58	20				1			
10	5	41	26							
11	3	13	34							
12	4	14	24	1						
13	51	59	25	1						
14	3	50	20				3			
15	8	51	32	3			30			
16	7	32	28	10			41			
17	123	72	40	9			16			
18	16	50	41	3			8			
19	14	69	35	18			17			
20	8	36	58	15			23			
21	78	89	53	12			13			
22	15	69	56	9			12			
23	14	65	67	20			13			
24	3	65	49	15	2		20			
25	86	90	64	13	1		15			
26	15	77	59	21	3		3			
27	42	70	65	23	2		5			
28	14	52	70	18	4		9			
29	217	61	57	15	2		13			
30	39	40	59	25	5		6			
31	36	38	56	35	3		5			
32	7	41	56	26	2		4			
33	188	37	54	23	4		4			
34	46	33	52	39	8	3	7			
35	42	40	57	33	10	1	3			
36	34	24	55	28	5	5	2			
37	174	38	50	19	8	6	1			
38	78	19	43	25	12	8				
39	76	18	48	24	8	17				
40	33	25	44	27	12	23				
41	70	9	32	11	12	57				
42	40	8	42	29	16	59				
43	48	13	26	25	8	59	1			
44	29	6	27	35	16	45				
45	51	7	17	20	6	33	1			
46	32	7	35	23	19	42				
47	42	1	19	35	12	48				
48	22	4	22	25	24	31				
49	32	2	16	26	23	31				
50	15	2	17	23	19	29				
51	17	3	10	28	12	35				
52	14		19	30	16	38				
53	26		20	18	19	20				
54	13		10	22	22	22				
55	9	1	8	14	22	27				
56	10		5	12	21	18				
57	18		11	7	17	26				
58	10	1	9	13	21	23				
59	8	1	10	12	23	23				
60	4		4	8	21	22				
61	19		10	8	25	16				
62	3		6	10	16	11				
63	8		5	6	29	18				
64	10		10	10	24	9				
65	15		4	10	20	9				
66	9		4	8	17	11				
67	9		11	5	17	16				
68	10		6	13	20	11				

職務の級 標準的な職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	
	主事・技師	主事・技師	副主査	係長・主査	班長・副主幹	副課長・主幹	課長	次長	担当部長	部長	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
69	10		7	5	29	8					
70	8	1	6	7	34	4					
71	3		4	6	47	4					
72	5		6	6	42	5					
73	8		3	10	38	23					
74	6		4	8	41						
75	4		1	9	69						
76	7		3	6	34						
77	4		5	4	41						
78	6		2	8	53						
79	4			9	43						
80	1		3	11	44						
81	3		2	13	29						
82			1	9	36						
83	2		1	14	30						
84	4		1	11	45						
85	4		2	13	195						
86				18							
87	4		2	11							
88	1			14							
89	1		1	111							
90	3										
91	3		1								
92	2		1								
93	42										
94			1								
95			2								
96			1								
97											
98			1								
99											
100											
101											
102											
103											
104			1								
105			1								
106											
107											
108											
109			2								
110											
111											
112											
113											
114											
115											
116											
117											
118											
119											
120											
121											
122											
123											
124											
125											
	全 級										
人員計	人 2,282	人 1,615	人 1,982	人 1,301	人 1,458	人 896	人 279	人 84	人 17	人 8	人 9,922
級別構成比	% 23.0	% 16.3	% 20.0	% 13.1	% 14.7	% 9.0	% 2.8	% 0.8	% 0.2	% 0.1	% 100.0
平均給料月額	円 230,294	円 258,835	円 301,107	円 362,231	円 391,980	円 409,945	円 437,905	円 476,124	円 531,000	円 570,600	円 315,076
平均年齢	歳 26.0	歳 29.8	歳 36.5	歳 45.1	歳 50.8	歳 53.5	歳 55.1	歳 56.5	歳 57.1	歳 56.9	歳 38.5

(注) 1 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。
2 人員計1の号給は空欄とした。
3 上記1、2の注は、以下第9表の各表において同じである。

公安職給料表

(警察官である職員に適用)

職務の級 標準的な 職務 身給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	巡査	巡査長	主任	係長	課長補佐	課長代理	課長・ 副署長	課長・署長	部長・ 参事官
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2									
3									
4				1					
5								1	32
6				1					2
7									18
8				1					
9								1	
10									
11									
12				1					
13	70								
14	16								
15	34		1						
16	62								
17	9								
18	22								
19	5								
20	58		6						
21	20								
22	26	1	3						
23	11	1	2						
24	54		4						
25	12	2	2						
26	27	35	5						
27	10	24	2	1					
28	102	180	13	2	1				
29	153	30	5	1	1				
30	57	81	20	7					
31	28	25	9	2					
32	183	151	25	2				2	
33	44	38	7	1				2	
34	34	73	38	5	2			3	
35	14	35	17	2				4	
36	8	164	94	7	2				
37	7	50	28	3				31	
38	12	55	84	6	4			2	
39	2	39	23	6				5	
40	6	112	94	10	1			6	
41	6	28	30	4	3			1	
42	2	40	81	12	5				
43	2	27	22	3	1		8	12	
44	6	95	103	19	4	1	2		
45	5	32	32	7	6		7	59	
46	1	47	72	16	2		3		
47	1	10	27	9	2		15		
48	3	31	94	24	4	1	8		
49		6	32	9	3	2	8		
50	1	8	69	21	6	4	4		
51	1	10	44	11	4	1	16		
52	4	4	99	37	2	6	1		
53	2	4	38	37	10	3	15		
54	1	6	68	41	11	8	5		
55		2	48	36	15	3	11		
56	1	4	86	61	22	5	2		
57		3	39	31	32	7	10		
58	1	3	82	60	31	8	7		
59		2	24	35	28	7	7		
60		1	93	49	48	13	5		
61	1		38	31	34	5	14		
62		4	64	55	31	13	7		
63		1	38	32	36	8	9		
64			74	65	44	16	1		
65		2	37	24	48	8	5		
66		2	76	64	34	10	5		
67			42	40	27	8	3		
68		1	64	80	29	16	1		
69			41	40	30	6	1		
70		2	53	70	32	14			
71			38	52	38	8	6		
72			50	71	17	17			
73			30	52	28	11	5		
74			39	86	23	13			
75			16	47	15	12			
76	1		32	80	23	17			

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	巡査	巡査長	主任	係長	課長補佐	課長代理	課長・ 副署長	課長・署長	部長・ 参事官
77	人	人	人	人	人	人	人	人	人
78			21	66	22	13			
79			18	98	17	14			
80			10	81	16	45			
81			19	81	21	14			
82			6	62	25	18			
83			7	86	28	10			
84			4	51	23	33			
85			10	80	14	14			
86			5	57	32	104			
87			4	77	27				
88			1	53	25				
89			2	68	36				
90			3	58	222				
91			4	83					
92			4	53					
93				60					
94			1	44					
95			1	48					
96			1	28					
97			3	39					
98			2	32					
99			2	27					
100			1	37					
101				28					
102				22					
103			1	30					
104				41					
105				21					
106				25					
107				16					
108				27					
109				21					
110				31					
111				19					
112				20					
113				25					
114				11					
115				22					
116				17					
117				27					
118				19					
119				29					
120				26					
121				30					
122				14					
123				236					
124									
125									
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
人員計	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1,125		1,471	2,525	3,564	1,247	516	191	129	52
10.4	%	%	%	%	%	%	%	%	%
13.6									
23.3									
32.9									
11.5									
4.8									
1.8									
1.2									
0.5									
100.0									
259,353	円	円	円	円	円	円	円	円	円
282,619									
308,842									
379,572									
415,694									
427,923									
441,875									
459,404									
487,885									
346,427									
22.1	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
26.5									
33.2									
43.8									
49.5									
49.4									
51.8									
52.5									
55.6									
37.9									

教育職給料表(一) (大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で
人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 昇給	1 級	2 級	3 級	4 級
	助教	講師	准教授	教授
1	人	人	人	人
2				1
3				
4				
5				3
6				5
7				6
8				3
9				3
10		1		
11				2
12				2
13				
14				
15				
16			1	
17			1	
18				
19				
20			1	
21				
22				
23				
24				
25				
26		2		
27	1			
28		2		
29				
30			1	
31	1			
32				
33		1		
34				
35				
36				
37	1		1	
38		1		
39		1		
40		1		
41		1		
42				
43	1	1	1	
44				
45			1	
46				
47	1	1	1	
48			1	
49			1	
50		1		
51	2		1	
52				
53		1		
54		1		
55				
56			1	
57			2	
58				
59	1			
60	2			
61	1			
62				
63	2	1	1	
64				
65				
66				
67		1		
68				

職務の級 標準的な職務 身給	1 級	2 級	3 級	4 級	
	助教	講師	准教授	教授	
69	人	人	人	人	
70	1		1		
71	1				
72					
73	1		4		
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82	1				
83					
84					
85					
86					
87					
88	1				
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
					全 級
人員計	人 18	人 17	人 20	人 25	人 80
級別構成比	% 22.5	% 21.3	% 25.0	% 31.2	% 100.0
平均給料月額	円 344,122	円 394,459	円 443,040	円 511,748	円 431,931
平均年齢	歳 39.8	歳 46.9	歳 52.3	歳 56.8	歳 49.8

教育職給料表（二）

（高等学校、義務教育学校、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用）

職務の級 標準的な 職務 身給	1 級 助教諭・実習助手	2 級 教諭	3 級 主幹教諭	4 級 副校長・教頭	5 級 校長
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					4
5	3				24
6					41
7		6			107
8	1				117
9		2			84
10					63
11		10			78
12					70
13	1				64
14					45
15		6			55
16		1			38
17		703			36
18		2			26
19	1	76			20
20	1	12			15
21	3	761			18
22		5			16
23		78			7
24		21			8
25	3	764	1		8
26		16			6
27	1	94	1		2
28	1	33			2
29	4	816	1		
30		48	2		
31	2	126			
32		61	1		
33	4	684	3		
34		93			
35		125	1		
36	1	83	3		
37	2	626		1	
38	2	134	3		
39	2	168	3	2	
40	2	115	2	2	
41	3	570	4	4	
42		166		8	
43	6	166	5	7	
44		121	4	12	
45	1	536	5	12	
46	1	185	4	19	
47	3	229	5	15	
48	2	158	6	17	
49	1	33	2	12	
50	1	27	3	17	
51	4	45	2	16	
52	1	330	2	26	
53	4	147	5	29	
54		301	2	33	
55	8	235	8	33	
56	3	274	3	26	
57	5	189	4	25	
58	3	340	2	28	
59	3	255	4	21	
60	2	266	3	32	
61	10	226	5	35	
62	2	328	2	44	
63	4	260	5	36	
64	5	245	3	35	
65		202	7	32	
66		361	3	44	
67		293	1	38	
68	6	287	2	33	
69	3	29	4	25	
70	4	48	2	32	
71	8	229	2	42	
72	2	342	3	39	
73	5	263		16	
74	7	261	2	35	
75	6	241	6	44	
76	4	334	5	47	
77	1	263	1	28	
78		275	4	31	
79	1	214	6	39	
80	4	356	2	24	
81	9	268	5	21	
82	2	248	3	26	
83	11	231	5	20	
84	3	346	3	20	

身給	職務の級 標準的な 職務	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		助教諭・実習助手	教諭	主幹教諭	副校長・教頭	校長
85		人	人	人	人	人
86		6	264	1	13	
87		3	258	3	19	
88		4	241	3	9	
89		4	276	6	9	
90			215	5	16	
91		2	224	3		
92		3	181	6		
93		7	244	5		
94		9	187	1		
95		9	164	6		
96		5	141	5		
97		9	131			
98		5	168	28		
99		5	177			
100		4	167			
101			199			
102			172			
103			190			
104		7	208			
105		4	180			
106		1	172			
107		6	178			
108		3	182			
109		7	162			
110		3	168			
111		9	155			
112		5	159			
113			141			
114			143			
115			142			
116		1	122			
117		4	122			
118		5	109			
119		7	93			
120		3	95			
121		2	96			
122		2	88			
123		2	88			
124		3	80			
125			93			
126			86			
127			98			
128		1	98			
129		1	97			
130		2	70			
131		3	61			
132		1	67			
133			59			
134		1	56			
135		2	54			
136		1	63			
137		1	53			
138			1			
139		3	69			
140			69			
141			74			
142		1	72			
143		2	56			
144		2	53			
145			63			
146		1	72			
147		1	68			
148		1	74			
149		2	84			
150		1	70			
151			86			
152		1	99			
153		1	110			
154			165			
155		1	207			
156			236			
157			285			
158		2	271			
159			281			
160		1	210			
161			190			
			430			
全 級						
人員計		人	人	人	人	人
		364	27,224	247	1,249	954
級別構成比		%	%	%	%	%
		1.2	90.6	0.8	4.2	3.2
平均給料月額		円	円	円	円	円
		298,047	342,249	403,259	428,625	447,970
平均年齢		歳	歳	歳	歳	歳
		38.4	36.8	46.0	48.5	56.5

(注) 平均給料月額には、給料表の備考欄による加算額を含む。

研究職給料表

(研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 号給	1 級 技師	2 級 研究員	3 級 上席研究員	4 級 次長・主席研究員・ 主任上席研究員	5 級 所長
1	人	人	人	人	人
2				1	
3					
4					
5		6	14		
6		2	6		
7			1		4
8		1	1		2
9		5	2		
10			1		
11			3		
12			1		
13		6	2		
14		3	2		
15		2	5		
16		1	2		
17		8	3		
18			2		
19		1	1		
20			1		
21		2	3		
22		3	2		
23		7	1		
24			4		
25		3	1		
26		3	2	1	
27		3	4	1	
28			2	1	
29		3	3		
30		1	3	1	
31		4	3		
32			1		
33		4	1		
34		2	2		
35		3	2	1	
36		5	5	3	
37		1	2		
38			2	3	
39			4	2	
40		1	4	1	
41		2	3		
42		1	2	1	
43		2	1	1	
44			1		
45		1	2	1	
46		1	3	1	
47			5		
48		1	1	3	
49			1	3	
50		2		3	
51		1	3	2	
52		1	3	2	
53		3	1	2	
54				2	
55			4		
56			1	1	
57		1	1	2	
58			5	2	
59			1		
60			2	3	
61			1	1	
62			2		
63			1	5	
64			2	1	
65			1	67	
66			1		
67			1		
68					

職務の級 標準的な職務 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	
	技師	研究員	上席研究員	次長・主席研究員・主任上席研究員	所長	
69	人	人	人	人	人	
70			1			
71		1	1			
72						
73						
74		1				
75						
76			1			
77						
78			1			
79						
80			1			
81			2			
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109		1				
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
						全 級
人 員 計	人	人	人	人	人	人
	－	99	154	118	6	377
級別構成比	%	%	%	%	%	%
	－	26.3	40.8	31.3	1.6	100.0
平均給料月額	円	円	円	円	円	円
	－	285,815	366,588	443,958	506,633	371,822
平均年齢	歳	歳	歳	歳	歳	歳
	－	28.8	39.2	53.5	57.5	41.2

医療職給料表（一）（保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用）

職務の級 標準的な職務 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
	医師	主任医師	センター長	センター長
1	人	人	人	人
2				
3				
4				
5				3
6				3
7				
8				2
9				1
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26			1	
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46			1	
47				
48				
49				
50				
51				
52			1	
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				

職務の級 標準的な職務 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	
	医師	主任医師	センター長	センター長	
61	人	人	人	人	
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73			2		
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
					全 級
人員計	人 -	人 1	人 5	人 9	人 15
級別構成比	% -	% 6.7	% 33.3	% 60.0	% 100.0
平均給料月額	円 -	円 X	円 530,580	円 575,844	円 549,733
平均年齢	歳 -	歳 X	歳 51.8	歳 63.6	歳 57.7

(注) Xの箇所については適用人員が1名であるため、記載しない。

医療職給料表(二)

(保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で
人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	技師	技師	主任技師	専門員	上席専門員	次長・課長	所長	所長
1	人	人	人	人	人	人	人	人
2								2
3								
4								
5		9						
6								
7		1						
8								
9		2						
10								
11								
12								
13		1						
14		1						
15		1		1		1		
16		1						
17		9						
18				1	1			
19			2					
20		1			2			
21	1	6	4	1	1			
22		1		1		1		
23	2		4	1	1			
24			1					
25	3	9	3	1	1			
26		3	1		2		1	
27		5	2	2			2	
28		3	2	5	1		3	
29		6	3	3	7		1	
30		3	1	2	4			
31			1	5	1			
32		2	2	4	2			
33		4	2	3		3		
34	1	1		4	3	3		
35	1	4	1	1	1	1		
36		3	1	4	3	2		
37		6			2	3		
38		1	2	2	1	2		
39	1	1		4	2	3		
40		2	1	2	2	2		
41		1		4	3	3		
42		1	1		4			
43		4		2	2	1		
44		2		1	2	1		
45	1		1	3	3	2		
46		1		4	2	1		
47		1	1	4	3	1		
48		3		4	4	2		
49		4	2	1	3	4		
50		1		1	1	2		
51		2		4	2	1		
52			2	1	2	3		
53								
54		1		2	1			
55		1		1		1		
56		2			3	1		
57		1			1	1		
58				2	1	1		
59	1	2		1	1	1		
60		1		1	1	1		
61	1	2				33		
62								
63		1						
64								

職務の級 標準的な 職務 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	
	技師	技師	主任技師	専門員	上席専門員	次長・課長	所長	所長	
65	人	人	人	人	人	人	人	人	
66									
67				1					
68		1		1	1				
69				1					
70					1				
71				2					
72				1					
73									
74					1				
75				1	1				
76									
77					13				
78									
79				1					
80									
81		1							
82									
83									
84									
85	2								
86									
87									
88									
89									
90									
91									
92									
93									
94									
95									
96									
97									
98									
99									
100		1							
101									
102									
103									
104									
105		2							
106									
107									
108									
109									
									全 級
人員計	人 14	人 122	人 40	人 91	人 93	人 88	人 -	人 2	人 450
級別構成比	% 3.1	% 27.1	% 8.9	% 20.2	% 20.7	% 19.6	% -	% 0.4	% 100.0
平均給料月額	円 238,171	円 260,339	円 288,673	円 323,180	円 372,420	円 409,777	円 -	円 479,100	円 328,235
平均年齢	歳 31.2	歳 30.6	歳 33.4	歳 40.2	歳 46.0	歳 51.7	歳 -	歳 57.5	歳 40.2

医療職給料表(三) (保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な職務 昇給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	准看護師	保健師・看護師	主任保健師・主任看護師	主査	副主幹	課長	課長
1	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17		14					
18							
19							
20							
21		6					
22		1	1	1			
23				1			
24							
25		9					
26		2					
27		2	1				
28		1		1			
29		4		2			
30		3	1	2			
31				1		1	
32		2				1	
33		7		1		1	
34		2	1	2			
35		2		2			
36		1	1	1			
37		3		1			
38				1			
39		1				1	
40		1					
41		5		1			
42		3					
43		2		2			
44		1	1	2	1		
45				1			
46		3			1		
47		1		1			
48		3					
49		2	1				
50		1	1	2	2		
51		1	1	2			
52		1					
53		1		4			
54				2			
55				3			
56		2		1			
57		3		2			
58		2		1			
59		1		3			
60		1		3	1		
61		1		1	2		
62		1		1	1		
63				2	1		
64		3		2	1		
65				1	2		
66		1		1			
67			1	1			
68							
69					2		
70				2	1		
71				1			
72		1					
73		1					
74		2					
75			1		1		
76							
77							
78		1		1			
79				1			
80		1					

職務の級 標準的な職務 昇給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	
	准看護師	保健師・看護師	主任保健師・主任看護師	主査	副主幹	課長	課長	
81	人	人	人	人	人	人	人	
82		2						
83				1				
84				1				
85				2	5			
86				1				
87								
88								
89				2				
90								
91								
92		1						
93								
94				1				
95								
96				1				
97				1				
98								
99								
100								
101								
102								
103								
104								
105								
106								
107								
108								
109				3				
110		1						
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117		1						
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149								
150								
151								
152								
153								
154								
155								
156								
157								
								全 級
人 員 計	- 人	111 人	11 人	73 人	21 人	4 人	- 人	220 人
級別構成比	- %	50.5 %	5.0 %	33.2 %	9.5 %	1.8 %	- %	100.0 %
平均給料月額	- 円	279,460 円	310,155 円	344,581 円	388,695 円	418,475 円	- 円	315,558 円
平均年齢	- 歳	30.1 歳	40.1 歳	44.3 歳	50.6 歳	52.5 歳	- 歳	37.7 歳

海 事 職 給 料 表

(船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	航海士・機関士	一等航海士・一等機関士	一等航海士・一等機関士	船長・機関長	船長・機関長
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8			1		
9				1	
10			1		
11					
12	1			1	
13				1	
14					
15				1	
16					
17			1		
18			1		
19					
20					
21					
22					
23					
24				1	
25					
26		2		1	
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36	1				
37					
38					
39					
40					
41				1	
42					
43					
44					
45					
46					
47	1			1	
48					
49	1			1	
50					
51					
52					
53					
54	1				
55					
56					
57					
58					
59					
60				1	
61				1	
62					
63				1	
64					

職務の級 標準的な 職務 号給	1級	2級	3級	4級	5級	
	航海士・機関士	一等航海士・一等機関士	一等航海士・一等機関士	船長・機関長	船長・機関長	
65	人	人	人	人	人	
66			1	1		
67						
68				1		
69						
70				1		
71				1		
72				1		
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81				6		
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97			1			
						全 級
人員計	人 5	人 2	人 6	人 22	人 1	人 36
級別構成比	% 13.9	% 5.5	% 16.7	% 61.1	% 2.8	% 100.0
平均給料月額	円 278,360	円 309,800	円 352,217	円 422,623	円 X	円 385,250
平均年齢	歳 26.8	歳 35.0	歳 37.3	歳 47.0	歳 X	歳 42.1

(注) Xの箇所については適用人員が1名であるため、記載しない。

福 祉 職 給 料 表

(児童福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

職務の級 標準的な 職務 見給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	児童指導員・ 保育士	児童指導員・ 保育士	児童指導員・ 保育士	課長・上席児童指導 員・上席保育士	次長	次長
1	人	人	人	人	人	人
2						
3						
4						
5						
6						
7		1				
8						
9		7				
10		1				
11		1				
12		2	1			
13		4				
14		4				
15	3	3				
16		2				
17		1				
18		3				
19	1		1			
20		6				
21		4	1			
22		1				
23	8	3	2			
24		2				
25	14	1	1			
26	1	2	2			
27		2				
28	1		3			
29	11	2	1			
30	1	1	1	1		
31	6	5	1			
32	1	1				
33	4	5	1			
34	2			1		
35	7	1		1		
36	5	3	2			
37	1	1	3			
38	2	1		2		
39	5	1	3	1		
40	3	1	1			
41	1	1				
42	1	1	1	2		
43	2	1				
44	2	2				
45	1		1			
46	1	2				
47	1	1		2		
48	1					
49		1		1		
50				1		
51	1	1	2			
52	1		1			
53				2		
54	2			2		
55	1	1				
56			1	1		
57						
58	1					
59	1					
60			1			
61				2		
62	1			1		
63	3					
64			3	1		
65	1			1		
66	1		1	1		
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73			1	1		
74						
75			1			
76			1			
77						
78	1		1			
79						
80			1			

職務の級 標準的な職務 昇給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
	児童指導員・保育士	児童指導員・保育士	児童指導員・保育士	課長・上席児童指導員・上席保育士	次長	次長	
81	人	人	人	人	人	人	
82	1			1			
83							
84			1				
85							
86							
87							
88				1			
89	1		4	5			
90							
91							
92							
93	1						
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
							全 級
人員計	人 103	人 83	人 45	人 31	人 1	-	人 263
級別構成比	% 39.2	% 31.5	% 17.1	% 11.8	% 0.4	-	% 100.0
平均給料月額	円 242,590	円 279,643	円 329,658	円 382,710	円 X	-	円 286,327
平均年齢	歳 26.8	歳 30.3	歳 43.7	歳 47.8	歳 X	-	歳 33.4

(注) Xの箇所については適用人員が1名であるため、記載しない。

特定任期付職員給料表

(高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
1	人
2	
3	
4	
5	
6	
7	
人員計	3

第1号任期付研究員給料表

(招へいされて高度の専門的な知識を必要とする研究業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
1	人
2	
3	
4	
5	
6	
人員計	0

第2号任期付研究員給料表

(先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事する職員に適用)

号 給	人 員
1	人
2	
3	
人員計	0

第10表 定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員の適用給料表別、級別人員

その1 フルタイム勤務職員

(令和7年人事統計に関する報告)

給料表		級										
		計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
一般職員	行政職給料表	人 222	人	人	人 8	人 103	人 110	人 1	人	人	人	人
	研究職給料表	31			11	20						
	医療職給料表(二)	17				1	3	13				
	医療職給料表(三)	3			1	2						
	海事職給料表	3				3						
	福祉職給料表	2			1	1						
教育職員	教育職給料表(二)	1,825	3	1,730		6	86					
警察官	公安職給料表	123				34	50	37	2			
給料表計		2,226										
60歳		0										
61歳		617										
62歳		606										
63歳		527										
64歳		476										

(注) 該当人員0の級は空欄とした(その2において同じ。)

その2 短時間勤務職員

(令和7年人事統計に関する報告)

給料表		級										
		計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
一般職員	行政職給料表	人 123	人	人	人 6	人 46	人 71	人	人	人	人	人
	研究職給料表	1				1						
	医療職給料表(二)	6					1	5				
	医療職給料表(三)	2				1	1					
	海事職給料表	0										
	福祉職給料表	0										
教育職員	教育職給料表(二)	393		393								
警察官	公安職給料表	1						1				
給料表計		526										
60歳		46										
61歳		84										
62歳		122										
63歳		137										
64歳		137										

第11表 定年が段階的に引き上げられるに伴い、「職員の給与に関する条例」附則第32項により
 給料月額が決定される職員の適用給料表別、級別人員

(令和7年人事統計に関する報告)

給料表		級										
		計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
一般職員	行政職給料表	人 105	人	人	人 1	人 7	人 97	人	人	人	人	人
	研究職給料表	11				11						
	医療職給料表(二)	7						7				
	医療職給料表(三)	9					9					
	海事職給料表	1				1						
	福祉職給料表	2				2						
教育職員	教育職給料表(二)	600		513	20	6	61					
警察官	公安職給料表	78				28	25	25				
給料表計		813										
60歳		813										
61歳		0										
62歳		0										
63歳		0										
64歳		0										

(注) 該当人員0の級は空欄とした。

令和 7 年 職 種 別 民 間 給 与 実 態 調 査
(民 間 給 与 関 係)

第12表 産業別、企業規模別調査事業所数

(令和7年職種別民間給与実態調査)

企 業 規 模 産 業	規 模 計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	事業所 307	事業所 64	事業所 42	事業所 47	事業所 118	事業所 36
農 業、林 業、漁 業	1	—	—	—	—	1
鉱 業、採石業、砂利 採 取 業、建 設 業	23	8	4	3	4	4
製 造 業	97	9	11	19	44	14
電 気・ガ ス・熱 供 給 ・水 道 業、情 報 通 信 業、運 輸 業、郵 便 業	67	14	11	10	25	7
卸 売 業、小 売 業	21	6	3	4	8	—
金 融 業、保 険 業、不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	12	1	3	2	6	—
教 育、学 習 支 援 業、医 療、福 祉、サ ー ビ ス 業	86	26	10	9	31	10

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が8所、調査不能の事業所が66所あった。
- 2 調査対象事業所381所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所8所を除いた373所に占める調査完了事業所307所の割合(調査完了率)は、82.3%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

第13表 民間における初任給の改定状況

(令和7年職種別民間給与実態調査)

学 歴 \ 項 目	新規学卒者の採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			新規学卒者の採用なし
		増 額	据置き	減 額	
大 学 卒	23.8%	(84.7)%	(15.3)%	—%	76.2%
高 校 卒	15.2	(84.5)	(15.5)	—	84.8

- (注) 1 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。
- 2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

第14表 職種別、学歴別初任給

(令和7年職種別民間給与実態調査)

職 種	学 歴	初 任 給
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	233,736 円
	短 大 卒	212,556
	高 校 卒	201,346
新 卒 事 務 員	大 学 卒	231,298
	短 大 卒	※ 207,598
	高 校 卒	202,566
新 卒 技 術 者	大 学 卒	244,395
	短 大 卒	※ 218,775
	高 校 卒	199,974
新 卒 研 究 員	大 学 卒	—
新 卒 研 究 補 助 員	短 大 卒	—
	高 校 卒	—
新 卒 大 学 助 教	大 学 卒	—
新 卒 高 等 学 校 教 諭	大 学 卒	X
準 新 卒 医 師	大 学 卒	—
準 新 卒 薬 剤 師	大 学 卒	X
準新卒診療放射線技師	養成所卒	※ 205,492
新 卒 栄 養 士	短 大 卒	—
準 新 卒 看 護 師	養成所卒	※ 231,599
準 新 卒 准 看 護 師	養成所卒	※ 219,750

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
- 2 「準新卒」とは、令和6年度中に資格免許を取得し、令和7年4月までの間に採用された場合をいう。
 なお、医師については、令和4年3月又は令和5年3月に大学卒業後、免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、令和7年4月までの間に採用された者（令和6年4月採用者を除く）に限っている。
- 3 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。
- 4 「※」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。
- 5 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

第15表 民間における住宅手当の支給状況

(令和7年職種別民間給与実態調査)

支 給 の 有 無	事 業 所 割 合
支 給 す る	58.9 %
支 給 し な い	41.1
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の高支給額の中位階層	28,000円以上29,000円未満

(注) 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

第16表 民間における通勤手当の支給状況

その1 自動車使用者に対する通勤手当の支給状況

(令和7年職種別民間給与実態調査)

支給する	支給形態				支給しない
	運賃相当額制	距離段階別 定額制	一律定額制	その他	
%	%	%	%	%	%
98.0	(8.6)	(65.0)	(1.0)	(25.4)	2.0

(注) 1 支給形態の()内は、自動車使用者に通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである(その2からその4までにおいて同じ。)。

その2 自動車使用者に対する距離段階別定額制における支給月額状況

(令和7年職種別民間給与実態調査)

距離段階別定額制における支給月額						
距離 (片道)	5 km	10km	20km	30km	40km	50km
支給月額	4,246 円	7,322 円	13,961 円	20,324 円	26,298 円	32,238 円
距離 (片道)	60km	70km	80km	90km	100km	
支給月額	38,762 円	47,618 円	54,545 円	60,798 円	67,205 円	

(注) 当該距離段階を設定している事業所を対象に集計した平均支給額である。

備考 本県職員の場合、普通自動車等使用者に対する通勤手当の現行の最高支給月額は、片道100km以上で54,300円である。

その３ 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の支給状況
(令和７年職種別民間給与実態調査)

支給する	支給形態				支給しない
	全額支給制	制限支給制	一律定額制	その他	
%	%	%	%	%	%
42.9	(44.6)	(33.0)	－	(22.4)	57.1

(注) 支給形態の()内は、外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。

その４ 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の月額支給の状況
(令和７年職種別民間給与実態調査)

月額							
3,000円未満	3,000円以上 4,000円未満	4,000円以上 5,000円未満	5,000円以上 6,000円未満	6,000円以上 7,000円未満	7,000円以上 8,000円未満	8,000円以上 9,000円未満	9,000円以上 10,000円未満
%	%	%	%	%	%	%	%
－	－	6.3	37.5	－	6.3	－	－
月額							
10,000円以上 15,000円未満	15,000円以上						
%	%						
31.3	18.8						

(注) １ 外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を全額支給制又は制限支給制、一律定額制として支給する事業所を100とした割合である。なお、小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計が100とならない。
２ 全額支給制及び制限支給制にあつては最高支給月額。

第17表 民間における特別給の支給状況

(令和7年職種別民間給与実態調査)

項 目		支 給 額 等
平均所定内給与月額	下半期（A1）	415,268 円
	上半期（A2）	431,506
特別給の支給額	下半期（B1）	933,882
	上半期（B2）	1,035,401
特別給の支給割合	下半期（B1/A1）	2.25 月分
	上半期（B2/A2）	2.40
	年 間	4.65

(注) 1 下半期とは令和6年8月から令和7年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

備考 本県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.60月である。

第18表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(令和7年職種別民間給与実態調査)

部 長 級（非役員）		課 長 級		係 員	
一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分
49.5 %	50.5 %	49.4 %	50.6 %	55.1 %	44.9 %

(注) 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

第19表 民間における給与改定の状況

(令和7年職種別民間給与実態調査)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定 の慣行なし
課 長 級	60.2 %	2.7 %	- %	37.1 %
係 員	67.9	0.8	-	31.3

(注) 1 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除く事業所数を100とした割合である。

2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

第20表 民間における定期昇給の実施状況

(令和7年職種別民間給与実態調査)

項目		定期昇給 制度あり				定期昇給 中止	定期昇給 制度なし
役職段階		定期昇給 実施	増額	減額	変化なし		
課長級		84.9%	21.2%	2.2%	61.5%	-	15.1%
係員		97.2	26.2	2.4	68.6	-	2.8

- (注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除く事業所数を100とした割合である。
2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

第21表 民間における定年制の状況

(令和7年職種別民間給与実態調査)

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
100.0 %	54.5 %	45.5 %	- %

- (注) 1 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。
2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

第22表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

(令和7年職種別民間給与実態調査)

区分 項目	給与減額あり	60歳で減額	給与減額なし
課長級	61.4 %	47.6 %	38.6 %
非管理職	59.1	47.9	40.9

- (注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む（第23表において同じ。）。
2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。
3 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

第23表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

(令和7年職種別民間給与実態調査)

課長級	非管理職
75.4 %	76.5 %

- (注) 1 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。
2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

第24表 企業規模別、職種別、学歴別民間給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計（100人以上）

（令和7年職種別民間給与実態調査）

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A)－(B)	備 考	対 応 級
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	37	53.7	766,841	5,052	761,789	{ 構成員50人以上 の支店(社)の長 (取締役兼任者 を除く。)	{ 本表2企業規 模500人以上、 本表3企業規 模100人以上 500人未満の対 応級欄参照
	大 学 卒	22	53.7	866,773	6,944	859,829		
	短 大 卒	3	49.7	554,524	0	554,524		
	高 校 卒	12	54.8	633,791	2,808	630,983		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	工 場 長	15	52.9	815,542	1,563	813,979	{ 構成員50人以上の 工場の長（取締役 兼任者を除く。）	同 上
	大 学 卒	11	52.6	813,431	184	813,247		
	短 大 卒	2	49.6	603,837	0	603,837		
	高 校 卒	2	57.6	996,788	10,948	985,840		
	中 学 卒	—	—	—	—	—	{ 2課以上又は構 成員20人以上の 部の長 職能資格等が上 記部の長と同等 と認められる部 の長及び部長級 専門職（取締役 兼任者を除 く。）	同 上
	事 務 部 長	435	53.3	700,307	1,791	698,516		
	大 学 卒	315	53.4	731,024	1,689	729,335		
	短 大 卒	37	52.3	630,969	1,421	629,548		
	高 校 卒	81	53.8	607,682	1,182	606,500		
	中 学 卒	2	49.5	641,070	27,570	613,500	同 上	同 上
	技 術 部 長	205	52.8	747,310	4,623	742,687		
	大 学 卒	167	52.7	753,133	3,343	749,790		
	短 大 卒	8	52.2	757,834	1,629	756,205		
	高 校 卒	29	53.5	718,295	12,299	705,996		
	中 学 卒	X	X	X	X	X	{ 上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記部 の次長と同等と認め られる部の次長及び 部次長級専門職 中間職（部長―課長 間）	同 上
	事務部次長	174	53.1	611,330	818	610,512		
	大 学 卒	132	53.1	640,904	753	640,151		
	短 大 卒	10	53.4	515,429	1,736	513,693		
	高 校 卒	32	53.2	522,858	791	522,067		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		

（注）1 「X」は、調査実人員が1人の場合である（以下本表において同じ。）。

2 「中間職（部長―課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう（以下本表において同じ。）。

1 企業規模計（100人以上）

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	49	51.2	615,983	9,131	606,852	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長―課長間）	本表 2 企業規模 500人以上、本表 3 企業規模 100人以上500人未満の対応級欄参照
	大 学 卒	35	50.0	633,703	8,306	625,397		
	短 大 卒	3	53.5	524,176	0	524,176		
	高 校 卒	11	53.7	588,165	12,771	575,394		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 課 長	1,022	49.0	634,254	19,666	614,588	2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同 上
	大 学 卒	675	48.0	657,818	22,160	635,658		
	短 大 卒	93	50.9	608,733	9,479	599,254		
	高 校 卒	251	51.7	563,139	15,536	547,603		
	中 学 卒	3	54.7	504,681	0	504,681		
	技 術 課 長	463	49.0	638,394	20,595	617,799	同 上	同 上
	大 学 卒	290	47.3	642,764	11,720	631,044		
	短 大 卒	21	50.6	550,830	19,780	531,050		
	高 校 卒	149	52.2	641,271	38,279	602,992		
	中 学 卒	3	51.4	615,201	3,924	611,277		
	事務課長代理	470	43.7	565,395	45,548	519,847	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長―係長間）	同 上
	大 学 卒	335	41.8	571,305	51,559	519,746		
	短 大 卒	40	49.3	542,555	35,249	507,306		
	高 校 卒	95	51.2	544,180	18,893	525,287		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技術課長代理	191	46.1	550,857	56,766	494,091	同 上	同 上
	大 学 卒	123	47.2	598,699	14,660	584,039		
	短 大 卒	11	52.1	574,048	33,822	540,226		
	高 校 卒	57	44.5	501,185	100,663	400,522		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		

（注）「中間職（課長―係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう（以下本表において同じ。）。

1 企業規模計（100人以上）

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A) - (B)	備 考	対 応 級
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 係 長	人	歳	円	円	円	{ 係の長及び係長級 専門職	{ 本表 2 企業規模 500人以上、本 表 3 企業規模 100人以上500人 未満の対応級欄 参照
	大 学 卒	1,133	44.6	498,468	66,181	432,287		
	短 大 卒	685	42.3	495,745	66,395	429,350		
	高 校 卒	98	48.3	496,970	66,187	430,783		
	中 学 卒	344	49.0	505,887	65,769	440,118		
	中 学 卒	6	49.7	484,364	59,376	424,988		
	技 術 係 長	511	45.3	535,548	91,903	443,645	同 上	同 上
	大 学 卒	259	43.2	518,755	81,755	437,000		
	短 大 卒	36	47.5	551,830	109,202	442,628		
	高 校 卒	214	47.3	553,387	101,163	452,224		
	中 学 卒	2	43.0	467,418	99,598	367,820		
	事 務 主 任	1,039	43.3	429,296	49,887	379,409	{ 係長等のいる事業所 における主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、 課長代理以上に直属し、 部下を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等 が上記主任と同等と認 められる主任 中間職（係長—係員 間）	同 上
	大 学 卒	506	39.0	409,644	44,532	365,112		
	短 大 卒	142	47.6	407,654	46,395	361,259		
	高 校 卒	386	47.9	464,586	58,472	406,114		
	中 学 卒	5	42.3	469,974	72,323	397,651		
	技 術 主 任	416	41.1	498,680	86,242	412,438	同 上	同 上
	大 学 卒	266	36.7	484,403	86,249	398,154		
	短 大 卒	26	43.9	443,822	71,824	371,998		
	高 校 卒	121	49.4	538,543	88,693	449,850		
	中 学 卒	3	49.5	468,448	87,939	380,509		
	事 務 係 員	3,223	37.9	364,247	46,681	317,566		同 上
	大 学 卒	1,673	34.1	374,135	50,768	323,367		
	短 大 卒	370	42.8	347,034	37,063	309,971		
	高 校 卒	1,163	42.5	353,743	43,106	310,637		
	中 学 卒	17	46.1	358,385	44,350	314,035		

（注）「中間職（係長—係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう（以下本表において同じ。）。

1 企業規模計（100人以上）

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A)－(B)	備 考	対 応 級
		人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	技 術 係 員	1,821	36.1	411,411	62,592	348,819		{ 本表2企業規模 500人以上、本 表3企業規模 100人以上500人 未満の対応級欄 参照
	大 学 卒	951	35.4	422,301	59,292	363,009		
	短 大 卒	172	38.2	409,317	64,107	345,210		
	高 校 卒	678	36.3	399,272	66,442	332,830		
	中 学 卒	20	47.6	376,612	58,510	318,102		

2 企業規模500人以上

(令和7年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A)－(B)	備 考	対 応 級	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	32	54.5	814,878	1,619	813,259	{ 構成員50人以上の 支店(社)の長 (取 締役兼任者を除 く。)	行政職 9級、10級	
	大 学 卒	21	54.0	888,899	895	888,004			
	短 大 卒	2	54.1	759,881	0	759,881			
	高 校 卒	9	55.4	657,111	3,484	653,627			
	中 学 卒	—	—	—	—	—			
	工 場 長	11	53.4	824,691	174	824,517	{ 構成員50人以上 の工場の長 (取 締役兼任者を除 く。)	同 上	
	大 学 卒	9	53.2	792,530	214	792,316			
	短 大 卒	X	X	X	X	X			
	高 校 卒	X	X	X	X	X			
	中 学 卒	—	—	—	—	—			
	事 務 部 長	201	53.0	775,387	2,621	772,766	{ 2課以上又は構 成員20人以上の 部の長 職能資格等が上 記部の長と同等 と認められる部 の長及び部長級 専門職 (取締役 兼任者を除 く。)	同 上	
	大 学 卒	158	53.0	803,310	2,087	801,223			
	短 大 卒	14	51.8	667,052	1,896	665,156			
	高 校 卒	27	54.6	674,499	2,883	671,616			
	中 学 卒	2	49.5	641,070	27,570	613,500			
	技 術 部 長	143	53.1	784,948	5,617	779,331	同 上	同 上	
	大 学 卒	119	53.0	785,710	3,635	782,075	{ 上記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級専 門職 中間職 (部長一課 長間)		
	短 大 卒	4	53.5	851,247	3,236	848,011			
	高 校 卒	20	53.4	771,066	16,617	754,449			
	中 学 卒	—	—	—	—	—			
事務部次長	82	53.4	695,232	1,496	693,736				
大 学 卒	75	53.5	712,126	1,178	710,948				
短 大 卒	2	56.1	511,851	6,281	505,570				
高 校 卒	5	50.7	565,150	3,250	561,900				
中 学 卒	—	—	—	—	—				

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A)－(B)	備 考	対 応 級
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	人 16	歳 52.1	円 672,022	円 4,852	円 667,170	{ 前記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級専 門職 中間職（部長―課 長間）	行政職 9 級、10 級
	大 学 卒	11	50.0	716,937	7,403	709,534		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	5	56.0	587,767	68	587,699		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 課 長	686	49.0	666,825	24,065	642,760	{ 2 係以上又は構 成員10人以上の 課の長 職能資格等が上 記課の長と同等 と認められる課 の長及び課長級 専門職	行政職 7 級、8 級
	大 学 卒	480	48.0	685,356	26,755	658,601		
	短 大 卒	63	51.6	639,045	11,429	627,616		
	高 校 卒	142	52.3	595,938	18,639	577,299		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	技 術 課 長	339	49.5	673,778	20,063	653,715	同 上	同 上
	大 学 卒	213	47.6	675,908	11,647	664,261		
	短 大 卒	10	51.7	580,825	22,785	558,040		
	高 校 卒	114	52.9	675,691	36,163	639,528		
	中 学 卒	2	50.6	711,598	0	711,598		
	事務課長代理	316	42.4	585,201	53,035	532,166	{ 上記課長に事故等のある ときの職務代行者 課長に直属し部下に係 長等の役職者を有する 者 課長に直属し部下4人 以上を有する者 職能資格等が上記課長 代理と同等と認められ る課長代理及び課長代 理級専門職 中間職（課長―係長 間）	行政職 5 級、6 級
	大 学 卒	245	40.9	583,977	57,008	526,969		
	短 大 卒	24	48.5	570,648	50,883	519,765		
	高 校 卒	47	51.9	600,784	23,793	576,991		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技術課長代理	100	45.6	566,376	69,800	496,576	同 上	同 上
	大 学 卒	57	48.2	667,595	7,389	660,206		
	短 大 卒	—	—	—	—	—		
	高 校 卒	43	44.0	503,733	108,425	395,308		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A)－(B)	備 考	対 応 級
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 係 長	人 717	歳 44.5	円 526,319	円 80,958	円 445,361	{ 係の長及び係長 級専門職	行政職 3 級、4 級
	大 学 卒	428	41.9	518,645	79,807	438,838		
	短 大 卒	70	48.7	527,441	80,556	446,885		
	高 校 卒	214	50.1	547,688	84,503	463,185		
	中 学 卒	5	51.8	514,972	73,655	441,317		
	技 術 係 長	390	45.6	557,104	98,965	458,139	同 上	同 上
	大 学 卒	192	43.8	541,463	89,735	451,728		
	短 大 卒	23	47.5	586,375	123,843	462,532		
	高 校 卒	175	47.3	569,989	105,588	464,401		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 主 任	682	44.6	447,956	56,544	391,412	{ 係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下 を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等が上 記主任と同等と認められ る主任 中間職（係長—係員間）	行政職 2 級（一部は 3 級、4 級）
	大 学 卒	316	39.3	418,105	50,255	367,850		
	短 大 卒	100	49.0	428,163	52,874	375,289		
	高 校 卒	262	50.0	495,749	66,259	429,490		
	中 学 卒	4	43.2	500,959	77,678	423,281		
	技 術 主 任	286	41.7	532,018	98,286	433,732	同 上	同 上
	大 学 卒	184	37.1	517,959	98,924	419,035		
	短 大 卒	17	45.2	482,967	88,662	394,305		
	高 校 卒	82	49.8	569,499	98,890	470,609		
	中 学 卒	3	49.5	468,448	87,939	380,509		
	事 務 係 員	1,967	38.3	376,753	52,801	323,952		行政職 1 級
	大 学 卒	1,025	34.2	387,018	57,337	329,681		
	短 大 卒	244	42.8	349,901	40,807	309,094		
	高 校 卒	684	43.6	368,329	49,095	319,234		
	中 学 卒	14	46.1	360,701	47,116	313,585		

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A)－(B)	備 考	対 応 級
事務・技術関係職種	技 術 係 員	人	歳	円	円	円		行政職 1 級
	大 学 卒	1,316	35.9	425,379	66,387	358,992		
	短 大 卒	745	35.7	433,276	61,841	371,435		
	高 校 卒	96	38.7	438,675	70,894	367,781		
	中 学 卒	468	35.8	413,666	71,724	341,942		
		7	45.7	391,904	67,781	324,123		

3 企業規模100人以上500人未満

(令和7年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A)－(B)	備 考	対 応 級	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人 5	歳 49.1	円 459,879	円 26,990	円 432,889	{ 構成員50人以上の 支店(社)の長 (取 締役兼任者を除 く。)	行政職 7 級、8 級	
	大 学 卒	X	X	X	X	X			
	短 大 卒	X	X	X	X	X			
	高 校 卒	3	52.3	536,991	0	536,991			
	中 学 卒	—	—	—	—	—			
	工 場 長	4	51.0	776,223	7,530	768,693	{ 構成員50人以上 の工場の長 (取 締役兼任者を除 く。)	同 上	
	大 学 卒	2	48.8	940,416	0	940,416			
	短 大 卒	X	X	X	X	X			
	高 校 卒	X	X	X	X	X			
	中 学 卒	—	—	—	—	—			
	事 務 部 長	234	53.6	634,116	1,059	633,057	{ 2 課以上又は構 成員20人以上の 部の長 職能資格等が上 記部の長と同等 と認められる部 の長及び部長級 専門職 (取締役 兼任者を除 く。)	同 上	
	大 学 卒	157	53.8	657,018	1,281	655,737			
	短 大 卒	23	52.6	608,464	1,124	607,340			
	高 校 卒	54	53.4	575,099	353	574,746			
	中 学 卒	—	—	—	—	—			
	技 術 部 長	62	52.0	648,480	2,015	646,465	同 上	同 上	
	大 学 卒	48	51.9	663,282	2,536	660,746	{ 上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記部 の次長と同等と認め られる部の次長及び 部次長級専門職 中間職 (部長一課長 間)		
	短 大 卒	4	50.7	663,101	0	663,101			
	高 校 卒	9	53.8	569,336	111	569,225			
	中 学 卒	X	X	X	X	X			
	事務部次長	92	52.9	540,141	242	539,899			
	大 学 卒	57	52.6	554,846	240	554,606			
	短 大 卒	8	52.4	516,795	0	516,795			
	高 校 卒	27	53.7	514,596	311	514,285			
	中 学 卒	—	—	—	—	—			

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A)－(B)	備 考	対 応 級
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	33	50.7	585,443	11,463	573,980	{ 前記部長に事故等 のあるときの職務 代行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と 認められる部の次 長及び部次長級専 門職 中間職（部長―課 長間）	行政職 7 級、8 級
	大 学 卒	24	50.0	590,963	8,770	582,193		
	短 大 卒	3	53.5	524,176	0	524,176		
	高 校 卒	6	51.9	588,489	23,070	565,419		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 課 長	336	49.0	528,038	5,321	522,717	{ 2 係以上又は構 成員10人以上の 課の長 職能資格等が上 記課の長と同等 と認められる課 の長及び課長級 専門職	行政職 5 級、6 級
	大 学 卒	195	47.9	541,390	2,734	538,656		
	短 大 卒	30	48.8	510,403	3,152	507,251		
	高 校 卒	109	50.8	510,649	10,570	500,079		
	中 学 卒	2	53.5	440,787	0	440,787		
	技 術 課 長	124	47.5	523,353	22,326	501,027	同 上	同 上
	大 学 卒	77	46.1	531,306	11,966	519,340		
	短 大 卒	11	49.6	524,283	17,120	507,163		
	高 校 卒	35	49.4	510,847	46,297	464,550		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	事務課長代理	154	48.5	488,996	16,671	472,325	{ 上記課長に事故等のある ときの職務代行者 課長に直属し部下に係長 等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人 以上を有する者 職能資格等が上記課長代 理と同等と認められる課 長代理及び課長代理級専 門職 中間職（課長―係長間）	行政職 4 級
	大 学 卒	90	47.0	499,314	20,604	478,710		
	短 大 卒	16	50.6	494,927	8,743	486,184		
	高 校 卒	48	50.3	468,556	12,348	456,208		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	技術課長代理	91	47.3	512,340	24,415	487,925	同 上	同 上
	大 学 卒	66	45.9	509,854	24,036	485,818		
	短 大 卒	11	52.1	574,048	33,822	540,226		
	高 校 卒	14	50.2	474,255	18,611	455,644		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A)－(B)	備 考	対 応 級
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 係 長	416	44.9	439,358	34,817	404,541	{ 係の長及び係長 級専門職	行政職 3 級
	大 学 卒	257	43.4	442,342	35,117	407,225		
	短 大 卒	28	47.3	416,708	28,337	388,371		
	高 校 卒	130	47.3	439,486	36,010	403,476		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	技 術 係 長	121	44.0	460,153	67,202	392,951	同 上	同 上
	大 学 卒	67	41.6	451,464	58,110	393,354		
	短 大 卒	13	47.5	480,340	78,900	401,440		
	高 校 卒	39	47.4	469,302	78,752	390,550		
	中 学 卒	2	43.0	467,418	99,598	367,820		
	事 務 主 任	357	40.9	392,080	36,609	355,471	{ 係長等のいる事業所に おける主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、 課長代理以上に直属し、 部下を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等 が上記主任と同等と認 められる主任 中間職（係長―係員 間）	行政職 2 級（一部は3 級）
	大 学 卒	190	38.5	394,283	34,142	360,141		
	短 大 卒	42	44.0	351,839	28,761	323,078		
	高 校 卒	124	43.7	401,424	42,690	358,734		
	中 学 卒	X	X	X	X	X		
	技 術 主 任	130	39.1	392,526	47,891	344,635	同 上	同 上
	大 学 卒	82	35.5	384,233	48,412	335,821		
	短 大 卒	9	40.7	346,138	29,805	316,333		
	高 校 卒	39	47.6	423,683	50,860	372,823		
	中 学 卒	—	—	—	—	—		
	事 務 係 員	1,256	37.3	338,926	34,287	304,639		行政職 1 級
	大 学 卒	648	33.7	346,169	36,509	309,660		
	短 大 卒	126	42.9	340,459	28,477	311,982		
	高 校 卒	479	40.7	328,498	32,739	295,759		
	中 学 卒	3	45.9	342,805	25,735	317,070		

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A)－(B)	備 考	対 応 級
事務・技術関係職種	技 術 係 員	人	歳	円	円	円		行政職 1 級
	大 学 卒	505	36.7	344,577	44,434	300,143		
	短 大 卒	206	33.0	347,256	41,860	305,396		
	高 校 卒	76	37.1	355,135	51,580	303,555		
	中 学 卒	210	38.8	337,867	43,910	293,957		
		13	49.1	364,503	51,168	313,335		

4 【参考】企業規模50人以上100人未満

(令和7年職種別民間給与実態調査)

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A)－(B)	備 考
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	X	X	X	X	X	{ 構成員50人以上の 支店(社)の長 (取 締役兼任者を除 く。)
	大 学 卒	X	X	X	X	X	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	工 場 長	—	—	—	—	—	{ 構成員50人以上 の工場の長 (取 締役兼任者を除 く。)
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 部 長	21	53.5	555,037	13,837	541,200	{ 2 課以上又は構 成員20人以上の 部の長 職能資格等が上 記部の長と同等 と認められる部 の長及び部長級 専門職 (取締役 兼任者を除 く。)
	大 学 卒	13	53.5	568,924	1,058	567,866	
	短 大 卒	X	X	X	X	X	
	高 校 卒	7	53.7	516,106	33,244	482,862	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 部 長	2	57.5	608,000	0	608,000	同 上
	大 学 卒	2	57.5	608,000	0	608,000	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務部次長	23	52.3	513,152	355	512,797	{ 上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記部 の次長と同等と認め られる部の次長及び 部次長級専門職 中間職 (部長一課長 間)
	大 学 卒	12	52.7	563,256	0	563,256	
	短 大 卒	2	54.0	657,111	6,536	650,575	
	高 校 卒	9	51.7	449,190	61	449,129	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

4 【参考】企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A)－(B)	備 考
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	技術部次長	X	X	X	X	X	{ 前記部長に事故等の あるときの職務代行 者 職能資格等が上記部 の次長と同等と認め られる部の次長及び 部次長級専門職 中間職（部長―課長 間）
	大 学 卒	X	X	X	X	X	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 課 長	44	48.8	454,678	14,593	440,085	{ 2 係以上又は構 成員10人以上の 課の長 職能資格等が上 記課の長と同等 と認められる課 の長及び課長級 専門職
	大 学 卒	18	46.7	448,618	17,384	431,234	
	短 大 卒	4	50.8	629,480	9,576	619,904	
	高 校 卒	21	50.7	442,620	12,839	429,781	
	中 学 卒	X	X	X	X	X	
	技 術 課 長	7	47.1	479,171	6,528	472,643	同 上
	大 学 卒	5	48.0	483,715	0	483,715	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	2	45.0	467,809	22,849	444,960	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事務課長代理	9	46.0	439,156	56,134	383,022	{ 上記課長に事故等のある ときの職務代行者 課長に直属し部下に係長 等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人 以上を有する者 職能資格等が上記課長代 理と同等と認められる課 長代理及び課長代理級専 門職 中間職（課長―係長間）
	大 学 卒	X	X	X	X	X	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	8	45.0	434,163	48,888	385,275	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技術課長代理	2	53.5	416,818	102,033	314,785	同 上
	大 学 卒	X	X	X	X	X	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	X	X	X	X	X	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

4 【参考】企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A)－(B)	備 考
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事 務 係 長	人	歳	円	円	円	{ 係の長及び係長 級専門職
	大 学 卒	60	45.0	423,392	47,711	375,681	
	短 大 卒	28	44.1	439,793	48,748	391,045	
	高 校 卒	3	47.9	398,087	75,086	323,001	
	中 学 卒	28	45.7	409,589	42,817	366,772	
	事 務 係 長	X	X	X	X	X	同 上
	大 学 卒	18	45.8	468,768	79,144	389,624	
	短 大 卒	4	45.4	469,428	94,519	374,909	
	高 校 卒	2	39.7	382,932	46,173	336,759	
	中 学 卒	12	47.1	486,026	80,733	405,293	
	事 務 主 任	—	—	—	—	—	
	大 学 卒	66	39.7	385,500	31,100	354,400	
	短 大 卒	37	36.8	442,611	52,912	389,699	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	29	42.1	337,427	12,739	324,688	
	技 術 主 任	—	—	—	—	—	
	大 学 卒	8	39.6	366,407	49,845	316,562	{ 係長等のいる事業所にお ける主任 係長等のいない事業所 における主任のうち、課長 代理以上に直属し、部下 を有する者 係長等のいない事業所 において、職能資格等が上 記主任と同等と認められ る主任 中間職（係長一係員間）
	短 大 卒	4	39.0	389,533	54,689	334,844	
	高 校 卒	X	X	X	X	X	
	中 学 卒	3	44.7	352,810	41,907	310,903	
	事 務 係 員	—	—	—	—	—	
	大 学 卒	212	37.2	300,711	21,000	279,711	同 上
	短 大 卒	82	35.0	318,960	23,764	295,196	
	高 校 卒	19	46.2	285,145	11,209	273,936	
	中 学 卒	111	37.4	290,588	20,561	270,027	
	事 務 係 員	—	—	—	—	—	

4 【参考】企業規模50人以上100人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与 (A)	うち 時間外 手当 (B)	(A)－(B)	備 考
		人	歳	円	円	円	
事務・技術関係職種	技術係員	76	36.8	373,102	49,320	323,782	
	大 学 卒	48	34.6	381,996	56,750	325,246	
	短 大 卒	7	39.7	364,879	13,114	351,765	
	高 校 卒	21	41.3	352,762	45,538	307,224	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

その2 給与比較の対象外職種
企業規模計（100人以上）

（令和7年職種別民間給与実態調査）

職 種 名		調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって 支給する 給与（A）	うち 時間外 手当（B）	（A）－（B）	備 考
技能・ 労務 関係 職種	電 話 交 換 手	人	歳	円	円	円	見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
	自家用乗用自動車運転手	10	52.5	497,310	151,446	345,864	
	守 衛	7	58.1	292,507	0	292,507	
	用 務 員	3	60.7	373,053	0	373,053	
教育 関係 職種	大 学 学 部 長	15	55.5	794,690	0	794,690	
	大 学 教 授	86	55.6	747,810	0	747,810	
	大 学 准 教 授	59	48.6	614,970	0	614,970	
	大 学 講 師	19	40.9	436,909	0	436,909	
	大 学 助 教	42	39.2	439,992	0	439,992	
	高等学校校長	X	X	X	X	X	
	高等学校教頭	6	54.1	699,404	40,782	658,622	
	高等学校教諭	74	46.9	590,420	48,596	541,824	
研 究 関係 職種	研 究 所 長	X	X	X	X	X	構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。） 2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長 構成員3人以上の室（係）の長 下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）
	研究部（課）長	19	50.7	684,748	0	684,748	
	研究室（係）長	23	45.8	560,837	23,713	537,124	
	主 任 研 究 員	54	48.7	667,898	6,364	661,534	
	研 究 員	97	42.6	502,992	41,616	461,376	
	研 究 補 助 員	—	—	—	—	—	
医 療 関係 職種	病 院 長	X	X	X	X	X	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上
	副 院 長	3	59.0	1,788,959	96,667	1,692,292	
	医 科 長	8	55.1	1,516,119	155,296	1,360,823	
	医 師	28	45.7	1,188,846	10,529	1,178,317	
	歯 科 医 師	—	—	—	—	—	部下に薬剤師2人以上
	薬 局 長	6	50.4	497,122	4,431	492,691	
	薬 剤 師	37	44.6	380,985	24,870	356,115	
	診療放射線技師	48	39.2	360,198	25,546	334,652	
	臨床検査技師	45	44.3	317,982	17,568	300,414	
	栄 養 士	24	40.0	318,718	32,983	285,735	
	理学療法士	86	32.3	326,377	25,149	301,228	
	作業療法士	36	32.8	329,413	29,797	299,616	
	総 看 護 師 長	5	57.7	557,544	0	557,544	
	看 護 師 長	60	51.2	451,825	28,982	422,843	
	看 護 師	136	43.4	382,599	42,536	340,063	
	准 看 護 師	45	46.5	344,060	15,119	328,941	

<参考> 職員給与と民間給与との比較における役職の対応関係

本県職員(行政職)		民間従業員の役職	
職務の級	標準的な職務	企業規模500人以上 の事業所	企業規模100人以上 500人未満の事業所
10級	部 長	支店長・工場長 部 長・部次長	
9 級	担当部長		
8 級	次 長	課 長	支店長・工場長 部 長・部次長
7 級	課 長		
6 級	副課長・主 幹	課長代理	課 長
5 級	班 長・副主幹		
4 級	係 長・主 査	係 長	課長代理
3 級	副主査		係 長
2 級	主 事・技 師	主 任	主 任
1 級	主 事・技 師	係 員	係 員

職員給与と民間給与との比較

第25表 職員給与と民間給与との比較

民間従業員の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 $\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100$
388,169 円	376,270 円	11,899 円 (3.16 %)

- (注)
- 1 職員は行政職給料表の適用を受ける職員、民間従業員はこれに相当する職種の職務に従事する者である。
 - 2 職員、民間従業員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

生 計 費 関 係

令和7年4月の標準生計費算定方法

総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、令和7年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」の次に掲げる大分類項目に対応する。

食 料 費……………食料

住 居 関 係 費……………住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……………被服及び履物

雑 費 I ……………保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑 費 II ……………その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、全国の令和7年4月における1人世帯の費目別標準生計費（令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」を基礎として算定した令和3年4月の費目別標準生計費に、消費動向の変動分を加味して算定したもの）に、全国と千葉市の令和7年4月の費目別平均支出金額の比を乗じて算定した。

2人～5人世帯については、「家計調査」（千葉市・勤労者世帯）における令和7年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

（参考）費目別、世帯人員別生計費換算乗数

令和6年1月～12月の「家計調査」の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第26表 千葉市における費目別、世帯人員別標準生計費（令和7年4月）

費 目 \ 世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	38,320 ^円	51,760 ^円	66,210 ^円	80,640 ^円	95,080 ^円
住 居 関 係 費	47,050	61,080	50,980	40,870	30,770
被服・履物費	6,740	4,850	7,730	10,600	13,480
雑 費 I	35,390	51,860	72,220	92,570	112,930
雑 費 II	10,000	16,280	21,300	26,330	31,350
計	137,500	185,830	218,440	251,010	283,610